

# 総務文教常任委員会

日 時 平成29年12月19日(火)  
午前9時30分から  
場 所 全員協議会室

## 議 題

### 1 付議案件(6件)

- (1) 議案第56号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第59号 射水市社会教育委員設置条例の一部改正について
- (3) 議案第60号 射水市図書館条例の一部改正について
- (4) 議案第61号 字の区域の変更及び廃止について
- (5) 議案第62号 字の区域の変更について
- (6) 議案第63号 字の区域の変更について

### 2 報告事項(8件)

- (1) 旧新湊庁舎跡地利活用事業について  
(企画管理部 政策推進課 資料1)
- (2) 平成29年度射水市事務事業外部評価報告書  
(企画管理部 人事課 資料1-1)
- (3) 平成29年度射水市事務事業外部評価結果を踏まえた今後の方針について  
(企画管理部 人事課 資料1-2)
- (4) 平成29年度射水市事務事業2次評価対象事業評価シート  
(企画管理部 人事課 資料2)
- (5) 射水市PR動画の制作について  
(企画管理部 未来創造課 資料1)
- (6) マイナンバーカードの多目的利用(図書館利用カード)について  
(財務管理部 総務課 資料1)
- (7) 平成29年度射水市子供議会体験プログラムの開催について  
(教育委員会 学校教育課 資料1)
- (8) 平成8・9年度射水市立大門中学校耐震補強工事の耐震性能について  
(教育委員会 学校教育課 資料2)

### 3 その他

## 旧新湊庁舎跡地利活用事業について

### 1 事業の経過

民間活力の導入による事業の実施を図るため、6月30日に事業の実施方針を公表し、民間事業者との対話を行ったうえで、10月25日に公募型プロポーザルの募集要項を公表した。

### 2 9月定例会資料「公募型プロポーザル募集要項(案)」からの主な変更点

#### (1) 複合交流施設

- ・ 公共施設の規模を600～1,000㎡から1,500㎡程度に変更  
民間事業者との個別対話を踏まえ、市民交流スペース等の面積を拡充したもの。

#### (2) 公共交通ターミナル

- ・ 公共交通ターミナルの金額を明記(164百万円以内)

#### (3) 業務分担

- ・ 公共交通ターミナル、将来計画施設建設用地 を明記  
将来計画施設建設用地  
将来的な民間事業者による開発を見据え、本事業とは別に、宿泊施設等が整備可能な1,400㎡程度の空地を確保するもの。

#### (4) 事業スケジュール

- ・ 事業者募集及び選定スケジュールを明記

### 3 事業者の選定について

#### (1) 選定方法

射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会が書類審査及びヒアリングを経て最優秀提案者を選定し、その結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

## (2) 評価項目

事業提案の審査は、次の評価項目に基づいて行う。

### 性能評価項目

- ・事業計画（販わいの創出、地域への貢献、事業の確実性・継続性）
- ・施設計画（配置・動線計画、ユニバーサルデザインへの配慮、意匠計画）
- ・業務計画（設計・建設業務、維持管理・運營業務）

### 価格評価項目

- ・事業用地の貸付料、公共施設の賃料、公共交通ターミナルの設計・工事費

## 4 今後の事業者選定スケジュール

12月1日～11日 参加資格申請受付・審査

1月26日 提案書受付

2月～3月 射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会による検討

3月中旬 優先交渉権者の決定

3月下旬 基本協定締結

# 旧新湊庁舎跡地利活用事業

## 公募型プロポーザル募集要項

平成 29 年 10 月 25 日

射 水 市

# 目 次

第 1 事業の目的	1
第 2 募集要項の位置付け	1
第 3 事業内容	1
第 4 事業スケジュール及び契約等の流れ	8
第 5 事業者の募集、選定及び決定に関する事項	9
第 6 募集に関する手続等	10
第 7 応募者の備えるべき参加資格要件	12
第 8 応募書類	15
第 9 本事業予定地の貸付条件等	16
第 10 その他の事項	18

## 別添様式

- 別添様式 1 説明会参加申込書
- 別添様式 2 募集要項等に関する質問書
- 別添様式 3 第 2 回個別対話参加申込書

## 別添資料

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 優先交渉権者決定基準
- 別添資料 3 - 1 様式集（参加資格審査関係）
- 別添資料 3 - 2 様式集（提案審査関係）
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 定期借地権設定契約書（案）
- 別添資料 6 普通建物賃貸借契約書（案）
- 別添資料 7 委託契約書（案）
- 別添資料 8 工事請負約款（案）

## 第1 事業の目的

旧新湊庁舎跡地利活用事業（以下、「本事業」という。）は、観光・ものづくりゾーンとして、豊富な観光資源を生かし、安定的に交流人口を受け入れるため、公共交通（万葉線、コミュニティバス、路線バス等）の結節点として、観光機能も備えた公共交通ターミナルの整備を図る。併せて、新湊地区センターや市民交流機能のほか、観光振興機能も備えた複合交流施設の整備を図ることを目的とするものである。

## 第2 募集要項の位置付け

この募集要項（以下「本書」という。）は、市が本事業の事業者を募集・選定するために実施する公募型プロポーザルの内容等について定めたものである。

別添の「要求水準書」「優先交渉権者決定基準」「様式集」「基本協定書（案）」「定期借地権設定契約書（案）」及び「普通建物賃貸借契約書（案）」は、本書と一体のものである。

本書と、本書に先行して市が配布した実施方針及び事業計画など、本事業に関する資料との間に異なる点がある場合には、本書が優先するものとする。

## 第3 事業内容

### (1) 事業名称

旧新湊庁舎跡地利活用事業

### (2) 施設の立地並びに規模及び土地に関する事項

本事業における対象施設（以下「本施設」という。）の概要は以下のとおりである。

#### ア 所在地及び敷地面積等

本事業の予定地（以下「本事業予定地」という。）の所在地及び敷地面積等は次のとおりである。

項目		内容
所在地及び敷地面積		旧新湊庁舎跡地（本町二丁目 97） 12,177.740 m <sup>2</sup> 商工会議所敷地（本町二丁目 102-4） 1,340.58 m <sup>2</sup>
都市計画による 制限	区域区分	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	道路斜線	1.5 勾配（適用距離 20m）
	隣地斜線	31m + 2.5 勾配

#### イ 現在の土地の状況及び現存工作物等の取扱い

現在、本事業予定地に存在する既存施設を表 1 に示す。

取扱いの詳細は要求水準書で示す。

表 1 既存施設

区分	No	施設名称	取扱い
屋内 施設	1	旧新湊庁舎	市が平成 30 年度に解体除却予定
	2	旧保健センター	市が平成 30 年度に解体除却予定
	3	商工会議所	現在地に存続予定
屋外 施設	1	下水道本町中継ポンプ場及び圧送管	現在地に存続
	2	消雪ポンプ場	現在地に存続
	3	消雪井戸	現在地に存続 提案により移設可
	4	防火水槽	現在地に存続 提案内容に応じ対応を 検討
	5	強震観測施設	現在地に存続
	6	庁舎敷地排水路（県道占有許可物件）	現在地に存続
	7	車庫	市が平成 30 年度に解体除却予定

ウ 供給処理施設の状況

上水道、下水道等の管路は敷地内に引き込み済みである。  
詳細については、要求水準書を参照すること。

エ 土壌汚染

従前施設（学校施設）は水質汚濁防止法・下水道法で規定する有害物質使用特定施設に該当せず、かつ、一般的にも有害物質の使用及び地下水への流出はないと考えられるため、市による事前の土壌汚染調査は実施しない。

土壌汚染対策法に基づく届出は、事業者で実施すること。届出の結果、土壌汚染調査が必要となった場合には、市の負担で調査を実施する。

オ 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地に該当しない。

(3) 本事業の概要

本事業は、本事業予定地に借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条又は第 23 条に定める定期借地権を設定し、事業者に対して貸し付けた上で、事業者が事業提案に基づき、自らの責任と費用負担により、本施設の設計・建設・維持管理及び運営を行う。なお、市は事業者の提案に応じて、敷地の一部を売却することも可能とする。

事業者の収入は、市が民間事業者を支払う賃借料、及び民間施設を事業者自らで管理運営を行い、利用者から直接得る利用料又は運営委託を行ったテナント等から得る使用料とする。なお、民間事業者の提案により、民間施設の一部又は全部を第三者へ売却し、売却費用を得ることも可能とする。

本施設は、要求水準書により設置を義務付けた公共施設と民間施設を含んだ施設（以下、「複合交流施設」という。）と、公共交通ターミナルに区分される。

## ア 複合交流施設

### (ア) 公共施設

項目	内容
必要機能	新湊地区センター
	コンベンション施設
	市民交流スペース
	観光案内施設
任意機能	提案施設
規模	1,500 m <sup>2</sup> 程度を想定
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が整備する施設の一部を賃借して確保する。</li> <li>・利用者の視認性や利便性に配慮し、分かりやすい配置とすること。</li> </ul>

### (イ) 民間施設

項目	内容
期待する機能	オフィス機能（地元事業者含む）
	賑わい創出機能、定住促進等、地域の活性化に資する機能
	地元食材販売所、宿泊施設等、観光振興に資する機能
規模	提案による
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光拠点としての機能に配慮した導入機能とすること。なお、福祉施設、住宅施設等の併設を可とする。</li> </ul>

### (ウ) 駐車場・駐輪場

施設利用者の駐車場については、導入機能に応じた必要な台数を確保すること。

### (エ) 外構

施設利用者の利用に配慮した、外構を整備すること。

## イ 公共交通ターミナル

項目	内容
必要機能	コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定
規模	バス乗降場2台、バス停車場5台、タクシー乗降場2台、タクシープール3台、一般車駐車スペース15台、待合スペース等
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の交通状況を踏まえた配置計画を行うこと。</li> <li>・コミュニティバスの離発着の観点からバスの出入口は前面道路に設けること。また、歩車分離を図ること。</li> <li>・除雪に配慮した計画とすること。</li> <li>・バス乗降場、タクシー乗降場、待合スペースには庇を設け、風雨を防ぐこと。</li> <li>・適切な照明を設け、夜間の利用にも配慮すること。</li> <li>・都市再生整備計画に位置付けられる事業であることから、概算額の</li> </ul>

	算定については、国土交通省や富山県の一般的な積算基準や構造物標準設計図等を用いることとし、設計の根拠とした資料をとりまとめておくこと。
--	---

#### (4) 事業形態等

##### ア 事業スキーム

本事業は、本事業予定地に定期借地権を設定し、事業者が本施設を設計、建設、維持管理、運営を行う。本施設のうち、複合交流施設は事業者が所有し、市は公共施設部分を賃借し運営する。

公共交通ターミナルについては、市が事業者へ設計、建設を委託又は請負わせて整備し、市が所有権を有するとともに、維持管理、運営を行う。

##### イ 土地の貸付条件

本事業における本事業予定地の貸付条件は次のとおりである。

項目	内容
敷地条件	普通財産
形態	定期借地権（借地借家法第22条又は第23条）
賃借期間	提案による（おおむね30年程度を想定）
地代	年額649円/㎡以上で事業者の提案による

##### ウ 公共施設部分の借受条件

本事業における公共施設の借受条件は次のとおりである。

項目	内容
形態	建物賃貸借（施設完成後、市が事業者から賃借する）
賃借期間	借地期間から建設・除去工事期間を除いた期間
賃料及び共益費	月額3,700円/㎡以内で事業者の提案による

##### エ 公共交通ターミナル部分の業務委託等の条件

本事業における公共交通ターミナル部分の業務委託等の条件は次のとおりである。

項目	内容
形態	設計業務委託契約及び工事請負契約
金額	164百万円以内で事業者の提案による

#### (5) 業務内容

本事業に係る事業者の主な業務内容は次のとおりである。なお、各業務の性能・水準については、別添の「要求水準書」を参照すること。

##### 【本施設の設計・建設に関する業務】

- ① 本施設全体の設計・建設業務
- ② 外構施設の設計・建設業務

【複合交流施設の維持管理に関する業務】

- ① 複合交流施設全体の維持管理業務
- ② 外構施設の維持管理業務

【複合交流施設の運営に関する業務】

- ① 民間施設の運営業務
- ② 事業者の提案による公共施設等の運営業務

(6) 業務分担

本事業の業務内容と市と事業者の業務分担は次のとおりである。  
事業者への敷地の引渡しは旧新湊庁舎等撤去後とする。

ア 複合交流施設

複合交流施設の整備、維持管理、運営における市と事業者の業務分担を示す。新湊地区センター、コンベンション施設、市民交流スペース及び観光案内施設の運営業務は市が実施することを前提とするが、事業者の提案に応じて本事業にあわせて運営業務を委託することも検討する。(新湊地区センターは除く。)

また、事業者の提案により整備する公共施設（提案施設）については、提案に際して、運営方法や運営主体（市による運営又は事業者、その他団体等の運営を含む。）を提案すること。

表 2 業務内容と市・事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	事業者が応募する際の検討に必要なとなる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による設計・工事業務。
維持管理	4	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による維持管理業務
運営	5	運営業務	民間施設部分の運営に伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による運営業務
			公共施設部分の運営に伴い必要な業務	提案に基づき、市が実施すべき業務	事業者の提案による運営業務

イ 公共交通ターミナル

表 3 業務内容と市・事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	事業者が応募する際の検討に必要なとなる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による設計・工事業務
	4	交付金申請	都市再生整備計画に関わる交付金申請業務	市による実施	交付金申請に関わる支援
維持管理	5	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	維持管理業務を実施	特になし
運営	6	運営業務	公共交通ターミナルに必要な業務	市による実施	特になし

ウ 将来計画施設建設用地及びその他用地

将来計画施設建設用地及びその他用地の整備、維持管理、運営における市と事業者の業務分担を示す。将来計画施設建設用地及びその他用地の土地利用提案に際して、必要に応じて運営方法や運営主体（市による運営または事業者、その他団体等の運営を含む）をあわせて提案すること。

表 4 業務内容と市・事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	事業者が応募する際の検討に必要なとなる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による設計・工事業務

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
維持管理	4	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	維持管理業務を実施	特になし
運営	5	運営業務	運営に伴い必要な業務	提案に基づき、市が実施すべき業務	事業者の提案による運営業務

(7) 事業に必要と想定される主な根拠法令等

本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守すること。

なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

## 第4 事業スケジュール及び契約等の流れ

### (1) 本事業スケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりである。

表5 事業スケジュール

事項	予定時期
優先交渉権者の決定	平成30年3月中旬
基本協定締結	平成30年3月下旬
設計業務委託契約	平成30年6月下旬
定期借地権設定契約締結	平成30年12月下旬
建設業務請負契約	平成31年度
建設工事着手	平成31年度
竣工、普通建物賃貸借契約締結	平成32年度
定期借地権設定契約満了、市への施設譲渡	事業者提案による

### (2) 契約等の流れ

#### ア 基本協定

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者は、事業実施に向けた基本的事項に関する協議・調整を経て、定期借地権設定契約に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結する。

#### イ 定期借地権設定契約

事業者は、基本協定に規定した事項に基づき、定期借地権設定契約を市と締結する。

事業者が本施設の建設等に要する期間は、定期借地権設定契約に定める賃貸借期間を含むものとし、賃貸借期間は定期借地権設定契約を締結した日を始期として事業者が提案した日を終期とする。

#### ウ 普通建物賃貸借契約

建設工事が完了した後、市は、事業者から本施設のうちの公共施設部分を借り受けることを目的として、事業者と普通建物賃貸借契約を締結する。

賃貸借期間は普通建物賃貸借契約を締結した日を始期としてイの定期借地権設定契約終了日を終期とする。

## 第5 事業者の募集、選定及び決定に関する事項

### (1) 事業者選定及び決定の方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定及び決定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定及び決定方法は、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

### (2) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定については、「優先交渉権者の決定基準」に基づき、学識経験者等で構成する射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会（以下「検討委員会」という。）にて施設整備、維持管理及び運営等の各面から総合的に提案書の審査・評価を行い最優秀提案者の選定を行う。その選定結果を踏まえ市長が優先交渉権者の決定を行う。

提案書の提出後、応募者の構成員が備えるべき資格要件を欠く事態が生じた者及び検討委員会の委員に対し事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は、失格とする。

### (3) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりである。

表 6 選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
平成 29 年	10 月 25 日	募集要項等の公表
	10 月 31 日	募集要項等に関する説明会の実施
	11 月 6 日	募集要項等に関する質問の受付締切（第 1 回）
	11 月 21 日	募集要項等に関する質問の回答公表（第 1 回）
	11 月 28 日～29 日	第 2 回個別対話
	12 月 1 日	参加資格申請・審査開始
	12 月 10 日	参加資格申請・審査終了
	12 月 11 日	資格審査結果通知
	12 月 12 日	募集要項等に関する質問の受付締切（第 2 回）
	12 月 26 日	募集要項等に関する質問の回答公表（第 2 回）
平成 30 年	1 月 26 日	提案書の受付
	2 月下旬	事業提案ヒアリングの実施
	3 月中旬	優先交渉権者の決定・公表
	3 月下旬	基本協定締結

## 第6 募集に関する手続等

### (1) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を以下のとおり実施する。

#### ア 募集要項等に関する説明会

##### (ア) 日時

平成29年10月31日(火) 14:00～(受付:13:45～)

##### (イ) 場所

射水市役所本庁舎

##### (ウ) 注意事項

- ・説明会当日は募集要項等を配布しないため、各自持参すること。
- ・説明会当日は質問・意見は受け付けない。

##### (エ) 参加申込方法

別添様式1 募集要項等に関する説明会申込書に記入の上、平成29年10月30日(月) 17:00までに、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

### (2) 第1回募集要項等に関する質問の受付および回答の公表

募集要項等に関する事業者からの質問を次のとおり受け付け、回答する。

#### ア 受付期間

平成29年10月26日(木) 9:00～平成29年11月6日(月) 17:00 必着

#### イ 受付方法

別添様式2 募集要項等に関する質問書に記入の上、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

なお、提出のあった質問について、市が必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行うことも予定している。

#### ウ 質問に対する回答の公表

事業者から集まった質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、並びに、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成29年11月21日(火)を目途に、市のホームページにおいて公表する予定である。

### (3) 第2回個別対話

本事業をよりよいものとするため、募集要項等についての質問等を聴取し、相互理解を高めることを目的として、実施する。

参加方法等については以下のとおりである。

**ア 日時**

平成 29 年 11 月 28 日（火）～平成 29 年 11 月 29 日（水）  
時間は参加申込の状況に応じて決定する。

**イ 場所**

射水市役所本庁舎（予定）

**ウ 参加資格**

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- (ア) 本事業に応募しようとする事業者
- (イ) 個別対話の実施日に「第 7 (2)」の要件を満たしている事業者

**エ 参加申込方法**

別添様式 3 第 2 回個別対話参加申込書に記入の上、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

(ア) 申込期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）9：00～平成 29 年 11 月 24 日（金）17：00 必着

(イ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とするが、参加申込者が多数の場合は、参加できないこともあるので、早めに申し込むこと。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった事業者すべてに別途連絡する。

**オ 個別対話の位置づけ等**

個別対話は、あくまで市と応募者の意思疎通を図る場であり、応募者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、応募者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の応募者との個別対話のなかで出た話題で、全ての応募者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

第 2 回個別対話は、募集要項等の公表後、募集要項等の内容について個別対話を行う。

**(4) 参加資格申請**

**ア 申請期間**

平成 29 年 12 月 1 日（金）9：00～17：00（12：00～13：00 は除く。）

**イ 申請場所**

射水市新開発 410 番地 1

射水市役所 3 階 企画管理部政策推進課企画調整係

電 話：0766-51-6612

F A X：0766-51-6646

電子メール：seisaku@city.imizu.lg.jp

ウ 申請方法

参加資格申請書類を、イ申請場所へ持参により提出すること。郵送での申請は受け付けない。

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加資格申請に関する書類を提出した者に対して、書面により平成 29 年 12 月 11 日（月）までに通知する。

(5) 第 2 回募集要項等に関する質問の受付および回答の公表

募集要項等に関する事業者からの質問を次のとおり受け付け、回答する。

ア 受付期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）9：00～平成 29 年 12 月 12 日（火）17：00 必着

イ 受付方法

別添様式 2 募集要項等に関する質問書に記入の上、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

なお、提出のあった質問について、市が必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行うことも予定している。

ウ 質問に対する回答の公表

事業者から集まった質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、並びに、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 29 年 12 月 26 日（火）を目途に、市のホームページにおいて公表する予定である。

(6) 提案書の受付

ア 受付期間

平成 30 年 1 月 26 日（金）9：00～17：00（12：00～13：00 は除く。）

イ 受付場所

(4) イと同じ

ウ 受付方法

提案書は、イ受付場所へ持参により提出すること。郵送での申請は受け付けない。

## 第 7 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、事業概要に含まれる各業務を実施する単体企業又は複数の企業により構成され

る応募グループ（以下「応募グループ」という。）とする。

- イ 応募グループは、各業務を実施する企業（以下、「構成企業」という。）から構成するものとする。
- ウ 応募グループは、構成企業のうち事業者が実施する各業務について全体の統括を行い、本市と契約を締結する企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。単体企業の場合には当該企業をもって代表企業とする。
- エ 代表企業は、応募登録書類提出時に、設計業務を実施する設計企業、建設業務を実施する建設企業及び工事監理業務を実施する工事監理企業を定めるものとする。
- オ 応募者は、構成企業が自ら民間施設の運営業務を実施しない場合には、その業務を実施する者（主としてテナントを想定）を応募登録書類提出時に定めるものとする。この企業を以下「協力企業」という。
- カ 応募登録書類の提出後は、応募者及び協力企業の構成を変更又は追加することを、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により応募者又は協力企業を変更又は追加する場合で、本市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても事業代表企業の変更は認めないものとする。
- キ 単体企業又は一つの応募グループに属している事業代表企業もしくは構成企業、協力企業は、他の応募グループに参加することはできないものとする。

## (2) 応募者の資格要件

応募者（主たる運営業務を協力企業が行う場合は、当該企業を含む。）は、次に掲げる資格要件を満たすこと。なお、資格要件の確認基準日は応募登録書類及び事業提案書の受付日とし、基本協定締結までの期間に応募者（業務ごとの資格要件については当該業務に当たる企業のみ）が下記資格要件を欠くような事態が生じた場合には、基本協定の締結はできないものとする。

### ア 応募者の応募資格要件

- (ア) 「要求水準書」に定める本事業において整備する公共施設及び民間施設の建設、民間施設の経営に必要な資格、資力及び信用等を有するものであること。
- (イ) 「要求水準書」及び各種関係法令等に適合して、自ら公共施設及び民間施設を建設し、それが完了した後、公共施設部分については本市に引渡し、民間施設部分について継続して運営することができる者であること。
- (ウ) 公共施設及び民間施設の建設及び民間施設の経営に係る資金計画が適切であり、かつ、その計画を確実に実施できる者であること。
- (エ) 本市と締結する基本協定等の契約を遵守できる者であること。

### イ 業務実施に係る共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領（平成 18 年射水市告示第 74 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停

- 止を受けていないこと。
- (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
  - (オ) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
  - (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
  - (キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
  - (ク) 最近 1 年間に国税・地方税の滞納をしていないこと。
  - (ケ) 過去において、以下の行為をしていないこと。
    - a 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - b 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合したもの。
    - c 本市と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - d 本市の監督又は検査（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
    - e 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - (コ) 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
    - a 暴力団とは、暴対法第 2 条第 2 号に規定する団体。
    - b 暴力団員とは、暴力団の構成員。
    - c 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者。
      - a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
      - b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
  - (サ) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。
  - (シ) 次に規定する、本募集に係る業務に関与した者又はその関連会社でないこと。
    - a 旧新湊庁舎跡地利活用事業アドバイザー業務
      - a) 株式会社 長大
      - b) 東京丸の内法律事務所
    - b 上記 a の業務に関与した者の関連会社で次に該当する者
      - a) 当該業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する

- 者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- b) 当該業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
  - c) 代表権を有する役員が、当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (ス) 本募集に係る検討委員会の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと（関連会社の定義は、前出(シ) b を準用する。）。

### (3) 業務ごとの資格要件

#### ア 設計・工事監理業務に当たる者

- (ア) 射水市契約規則（平成 17 年射水市規則第 29 号。以下「規則」という。）第 17 条に規定する測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (エ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、その全ての企業が上記(ア)、(イ)及び(ウ)の条件を備えていること。
- (オ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有すること。
- (カ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記(オ)の条件を備えていること。

#### イ 建設業務に当たる者

- (ア) 規則第 17 条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業務代表企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。
- (オ) 構成企業が複数で建設業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記(エ)の条件を備えていること。

## 第 8 応募書類

応募書類は次のとおりである。

### (1) 提出書類

#### ア 参加資格審査関係書類

参加資格審査関係書類の作成にあたっては、別添資料 3-1 に従って書類作成し提出すること。

イ 提案審査関係書類

提案審査関係書類の作成にあたっては、別添資料3-2に従って書類作成し提出すること。

(2) 応募書類の取扱い

ア 著作権

参加にあたり、応募者が市に提出した書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業の内容を公表する場合、その他市が必要とする場合には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負う。

## 第9 本事業予定地の貸付条件等

(1) 本事業予定地の貸付条件等

ア 契約の種類

借地借家法第22条又は第23条の規定に基づく定期借地権設定契約とする。

なお、公正証書作成に関する費用は、事業者が負担するものとする。

イ 賃貸借期間

賃貸借期間は定期借地権設定契約を締結した日を始期として事業者が提案した事業期間を経過した日を終期とする。

ウ 貸付対象面積

事業者提案の配置計画に応じて貸付対象面積を提案すること。

エ 月額地代

地代は、募集要項に示す基準地代以上であることを条件に、事業者が提案する月額地代とする。

なお、建設工事期間（複合交流施設竣工まで）の地代は全額免除する。

オ 月額地代の改定

原則として3年ごとの固定資産税評価替え時に合わせて社会経済情勢等を考慮し改定を行うことができる。なお、改定方法、算定式については定期借地権設定契約の中で定めることとする。

#### カ 保証金

月額地代の12ヶ月分相当額とする。なお、保証金は、賃貸借の終了後に債権債務を相殺の上、無利息で返還する。また、月額地代が改定されても保証金の増減は行わない。

#### キ 地代及び保証金の支払方法

##### (ア) 地代

地代の支払いは、複合交流施設竣工の時点から行うものとし、毎月、市が定める方法により翌月分の月額地代を支払うものとする。

##### (イ) 保証金

保証金の支払いは、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。

#### ク 借地権の譲渡・転貸

事業者は、書面による市の事前承諾を得ることなく借地権の譲渡又は転貸を行うことはできない。

#### ケ 賃貸借期間満了時の取扱い

賃貸借期間満了時には、本施設（設備・備品を含む）を無償で市に譲渡するものとする。

### (2) 公共施設部分の借受条件

市は、複合交流施設竣工後、公共施設部分を事業者から賃借し、賃貸借期間中にわたり賃料を支払う。

#### ア 契約の種類

借地借家法第26条の規定に基づく普通建物賃貸借契約とする。

#### イ 賃貸借期間

賃貸借期間は、普通建物賃貸借契約締結の日を始期として定期借地権設定契約終了日を終期とする。

#### ウ 賃料

事業者が月額3,700円/㎡以内で自由に提案する額とする。なお、提案賃料の算定については賃貸借期間におけるその総額及び月額賃料と、月額賃料のうち共益費相当分の額も併せて記載すること。

#### エ 賃料の改定

原則として3年ごと社会経済情勢等を考慮し改定を行うことができる。

#### オ 保証金

保証金（敷金）は支払わない。

カ 賃料の支払方法

賃料は、毎月、市と事業者が定める方法により支払うものとする。

キ 造作取扱い

市は借地借家法第33条に規定する造作買取請求権を行使しない。

## 第10 その他の事項

応募費用、応募書類に関する取扱いは次のとおりとする。

- (1) 応募にかかる一切の費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類は返却しない。
- (3) 応募書類にかかる著作権は各応募者に帰属する。

**募集要項等に関する問合せ先**

射水市 企画管理部政策推進課企画調整係

住 所：〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

電 話：0766-51-6612

F A X：0766-51-6646

電子メール：seisaku@city.imizu.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.imizu.toyama.jp/>

# 旧新湊庁舎跡地利活用事業

## 優先交渉権者決定基準

平成 29 年 10 月 25 日

射 水 市

# — 目 次 —

第 1 総則 .....	1
第 2 審査の流れ .....	1
第 3 得点配分 .....	2
第 4 性能評価項目の審査 .....	2
第 5 提案価格の確認及び審査 .....	3
第 6 優先交渉権者の決定 .....	4

## 第1 総則

### 1 優先交渉権者決定基準の位置付け

「旧新湊庁舎跡地利活用事業」（以下「本事業」という。）では、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、事業計画等の妥当性、施設整備、維持管理・運営における業務遂行能力及び価格提案等を総合的に審査するものとして、公募型プロポーザル方式により行う。

この優先交渉権者決定基準（以下「本書」という。）は、本事業の優先交渉権者の決定方法及び審査基準等を示すものである。

### 2 検討委員会の設置

本事業に係る提案内容の審査及び最優先提案者の選定は、学識経験者等で構成する射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会（以下「検討委員会」という。）において行う。市は、参加資格審査及び検討委員会による提案内容の審査結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

### 3 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

（1）参加資格の確認審査：第一次審査として参加資格の有無を確認する。

（2）提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。

## 第2 審査の流れ

本事業における審査の流れは以下のとおりとする。

### 1 参加資格の確認審査

市は、資格審査書類について、本事業の公募型プロポーザルへの応募に関する条件を満たしているか確認する。

満たしていない場合は失格とする。

### 2 提案審査

#### （1）事業提案書類の形式審査

市は、事業提案書類について、全て提出されているか確認を行う。一つでも欠けている場合は失格とする。

#### （2）地代等の提案価格及び要求水準の審査

市は、事業用地の貸付料、公共施設の賃料及び公共交通ターミナルの設計・工事費の提案額が募集要項に定める条件を満たしていることの確認を行う。この条件を規定を満たしていない場合は失格とする。

市は、全ての様式に対し、要求水準を満たす提案がなされているか確認を行う。一つでも要求水準を満たしていない提案があった場合は失格とする。

### (3) 事業提案の審査

検討委員会は、「第4 性能評価項目の審査」に示す項目に従って事業提案(性能評価項目)を審査し、「第5 提案価格の確認及び審査」に従って価格提案の確認及び審査を行う。

事業提案の審査は、書類審査及びヒアリングにより行う。

### (4) 優先交渉権者の決定

検討委員会は、事業提案と価格提案を総合的に評価し、最も評価の高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

## 第3 得点配分

事業提案書類における提案書別の得点配分は次のとおりとする。

性能評価点	価格点	合計
85点	15点	100点

## 第4 性能評価項目の審査

### 1 性能評価項目の審査

下表に示す性能評価項目の審査に従い採点を行い、性能評価点を算出する。

区分	項目	審査の視点	配点
事業計画	賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"><li>新湊地区の賑わいの創出や活性化につなげる工夫が提案されているか。</li><li>新湊地区の観光振興に寄与する工夫が提案されているか。</li><li>市及び地域住民と協働し、事業期間中継続して賑わい創出を推進する仕組みが提案されているか。</li></ul>	25
	地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民が集う交流の場を実現し、地域コミュニティの強化につなげるための工夫が提案されているか。</li><li>地元産材の活用や地域住民の雇用など、地域経済の活性化に寄与する提案がされているか。</li></ul>	15
	事業の確実性、継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>本事業を安定的に継続して遂行できる実施体制が提案されているか。</li><li>確実性のある資金調達計画と収支計画が提案されているか。</li><li>本事業で想定されるリスクを確実に認識し、効果的な対応策が提案されているか。</li></ul>	10
施設計画	配置・動線計画	<ul style="list-style-type: none"><li>周辺環境に配慮した配置・動線計画が提案されているか。</li></ul>	15

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の観光資源へのアクセスやイベント時の配慮など、地域特性に配慮した配置・動線計画が提案されているか。</li> <li>・ 複合交流施設、公共交通ターミナル、将来計画施設建設用地及び商工会議所敷地が適切に配置され、一体整備による効果が期待できる配置・動線計画が提案されているか。</li> </ul>	
	ユニバーサルデザインへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児から高齢者、障がい者まですべての市民にとって使いやすく、安心して快適に利用できる施設計画が提案されているか。</li> </ul>	5
	意匠計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新湊地区の顔としてふさわしい、魅力ある建築デザインが提案されているか。</li> </ul>	5
業務計画	設計・建設業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事期間中の市民の安全対策や、近隣への影響を最小限に抑制する計画が提案されているか。</li> </ul>	5
	維持管理・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者ニーズに柔軟に対応し、サービスの向上を図る工夫が提案されているか。</li> </ul>	5

## 2 得点付与基準

性能評価項目は、以下の得点付与基準に基づき採点を行う。

評点	評価水準	得点化の方法
5	特に優れている	配点の100%
4	5と3の間	配点の75%
3	優れている	配点の50%
2	3と1の間	配点25%
1	要求水準を満たす程度である	加点なし

## 第5 提案価格の確認及び審査

### 1 提案価格の確認及び審査

「様式2-1 提案価格」の提案内容に基づき、価格点を算出する。

価格点は、事業用地の貸付料、公共施設の賃料及び公共交通ターミナルの設計・工事費の各得点の合計値とする。

評価項目	配点
事業用地の貸付料	2点
公共施設の賃料	5点
公共交通ターミナルの設計・工事費	8点

## 2 点数化の方法

### (1) 事業用地の貸付料

「様式2-1 提案価格」において、最も高い貸付料（以下「最高貸付料」という。）を提示した応募者の得点を2点満点とする。

その他の応募者の点数は、次の方法により算出する。有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。

$$\text{事業用地の貸付料の価格点} = (\text{当該応募者の提案貸付料} / \text{最高貸付料}) \times 2\text{点}$$

### (2) 公共施設の賃料

「様式2-1 提案価格」において、最も低い賃料（以下「最低賃料」という。）を提示した応募者の得点を5点満点とする。

その他の応募者の点数は、次の方法により算出する。有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。

$$\text{公共施設の賃料の価格点} = (\text{最低賃料} / \text{当該応募者の提案賃料}) \times 5\text{点}$$

### (3) 公共交通ターミナルの設計・工事費

「様式2-1 提案価格」において、最も低い設計・建設価格（以下「最低設計・工事費」という。）を提示した応募者の得点を8点満点とする。

その他の応募者の点数は、次の方法により算出する。有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。

$$\text{公共交通ターミナルの設計・工事費の価格点} = (\text{最低設計・工事費} / \text{当該応募者の設計・工事費}) \times 8\text{点}$$

## 3 総合評価点の算出

性能評価点と価格点を合計して得られた数値を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点} + \text{価格点}$$

## 第6 優先交渉権者の決定

検討委員会は、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

総合評価点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、性能評価点の点数が高い者を最優秀提案者とし、性能評価点の点数も同点であるような場合は、当該者にくじを引かせ決定する。

当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該応募事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、最優秀提案者を選定する。

市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

写

平成29年度

射水市事務事業外部評価報告書

平成29年11月

射水市行財政改革推進会議

## はじめに

射水市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）では、事務事業評価の客観性と透明性を高めるとともに、多様化する市民ニーズに応じた質を重視した市民サービスの提供を進めるため、委員それぞれの専門的知見や市民としての視点などに基づき事業の検証を行う外部評価を実施してきた。

射水市が、目前に迫る合併特例事業債の発行期限の到来、普通交付税の一本算定など、財源の確保がますます厳しい状況となることを見据え、庁内において継続的に自己評価を行い業務改善に取り組んでいることについては、一定の評価ができる。

さらにその効果を高め、より効果的・効率的な事業へ発展させていくためにも、当推進会議による第三者の視点からの評価は有効であると考えている。

今年度は、射水市が重要課題のひとつとしている公共施設マネジメントの推進の一助とするため、対象とした全8事業のうち5事業を施設管理運営事業費から選定し評価を行った。

評価結果から見えた課題については、詳しく後述しているが、各委員からは、個々の施設単位で捉えることなく広域的な視点を持って組織横断的に取り組むことが重要であり、その努力をしてもなお現在の利用実態と変わらなければ速やかな統廃合を進めなければならないという厳しい意見があったところである。

射水市におかれては、これらの外部評価結果を踏まえて、前例に捉われることなくより一層効率的な行財政運営に努めていただくとともに、市民に対する説明責任を果たし、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立と市政に対する信頼感の向上に努めていただくよう、心から要望するものである。

射水市行財政改革推進会議  
会 長 中 村 和 之  
副会長 小 林 明 夫  
委 員 海 老 征 二  
委 員 徳 永 たつ子  
委 員 福 田 千 尋  
委 員 牧 田 和 樹  
委 員 松 原 穂 積  
(五十音順)

## 1 評価対象事業

### (1) 選定基準

平成29年度事務事業評価対象事業(平成28年度実施分)のうち、以下に該当する事業から8事業を選定した。

事業の実施に当たり、市に裁量の余地がある事業

外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業

直接事業費に占める一般財源が50万円以上の事業

類似する事業の考え方に対する評価として、外部評価の効果が広範囲に及ぶ事業

### (2) 対象事業

#### 第1評価グループ(中村委員、徳永委員、牧田委員、松原委員)

事業名	所管課
新湊交流会館管理費	地域福祉課
新湊農村環境改善センター維持管理費	農林水産課
大島農村環境改善センター維持管理費	
畦畔除去整備事業補助金	
商店街等新規出店支援事業補助金	商工企業立地課

#### 第2評価グループ(中村委員、小林委員、海老委員、福田委員)

事業名	所管課
婚活イベント実施支援	未来創造課
ミライクル館管理費	環境課
中央公民館管理運営費	生涯学習・スポーツ課
海竜スポーツランド維持管理費	

## 2 外部評価の実施経過

外部評価の実施に当たり、行財政改革推進会議内に2つの評価グループを設置し、担当課が作成した事務事業評価シートに基づき、作成責任者である担当課長からヒアリングを実施した。

5月30日 第1回射水市行財政改革推進会議  
▶ 実施方法等の了承

8月22日 第2回射水市行財政改革推進会議  
▶ 対象事業の決定

9月29日 第1評価グループヒアリング

10月4日 第2評価グループヒアリング

10月16日 第3回射水市行財政改革推進会議  
▶ 各評価グループの評価結果報告  
▶ 全体協議  
▶ 報告書の取りまとめ

### 3 外部評価結果

#### (1) 新湊交流会館管理費（評価シート事業 No.181）

貸室は年間開館時間のうちの8割以上において利用されていないことから、稼働率の改善につながる取組を講じられたい。

そのためにも、稼働率の目標を設定し、指定管理者に対しても目標管理を求め、定期的に評価及び検証を実施するとともに、ニーズを捉えた柔軟な施設運営に努められたい。

併せて、使用料については、減免による利用状況を明らかにするとともに、受益と負担の見直しについて検討されたい。

また、周辺には同じく貸室を提供している新湊中央文化会館及び中央公民館があることから、これらの施設との一体管理による有効活用についても検討されたい。

#### <委員の主な意見>

会議室やホール等の貸室の稼働率が低いことから、稼働率の改善に向けた取組を講じるべき。

施設の設置目的を踏まえた稼働率の目標を設定し、目標に達しない場合には何が問題なのかをしっかりと検証するべき。

利用者の声などを踏まえた定性的な評価に基づくサービスの改善に取り組むべき。

今年度から施設本来の目的に適っていることを前提にホールでの飲食を認めたとのことだが、このような柔軟な運用を更に進めることで稼働率を高めるべき。

また、そういった取組によって生じる新たな事業コストは使用料に反映させるべき。

新湊地区の特色を生かした事業を行うことで、地域の中での交流の促進や施設の稼働率の向上につながるのではないかと。

指定管理者に対しても目標管理、コスト管理を求め、月次、半期、年次ごとに取組状況を評価・検証するべき。

周辺には同じように貸室を提供している新湊中央文化会館及びその施設内施設である中央公民館があるが、類似した機能を有する施設が集積していることをメリットとして捉える考え方もある。所管課の枠を超えてこれらの施設を一体管理することより、コンベンションなどにも対応できる大きなキャパシティを持つ施設にすることができる。

施設の予約状況の確認や予約・利用申請ができるポータルサイトを市のホームページに開設し、市内の施設について周知を図るとともに、利便性を高めるべき。

施設使用料の減免について、減免していなかった場合に得られる金額や減免利用の場合においても発生する事業コストを可視化するとともに、減免利用の状況も踏まえた上で、受益と負担の見直しを検討するべき。

( 2 ) 婚活イベント実施支援 ( 評価シート事業 No.262 )

事業目的である少子化対策及び人口増対策につながっているか検証することが重要であることから、明確な成果目標を設定し、検証結果を事業内容に反映されたい。

また、婚活イベントにおける市職員の関与の軽減を図るため、早期に婚活サポーターズクラブによる主体的な企画運営に移行できるよう組織の育成に努められたい。

併せて、その育成による効果が、事業全体の成果の向上につながるよう、婚活サポーターズクラブの活動内容について検討されたい。

< 委員の主な意見 >

本事業は極めて政策的な事業であり、どの市町村も活発に取り組んでいる。

婚活支援にはまだ定まった形がないので、色々と試行錯誤してみるべき。

行政がどこまで関与するのが難しい。こういった事業は行政が過度に関わると大概失敗する。

「いみずムズムズ婚活パーティー」(市が実施する婚活イベント)については、今年度から民間事業者への委託をやめて、婚活サポーターズクラブによる運営に移行することで事業費の削減につなげたとのことだが、実質的には市職員がほとんどの事務を行っており、実際にはコスト削減につながっていない。

市職員が「いみずムズムズ婚活パーティー」の企画運営まで直接行う必要はないと考える。当面は運営に関するノウハウを蓄積しつつ、市職員の関与を徐々に減らし、なるべく早期に婚活サポーターズクラブによる主体的な運営となることを目指すべき。

婚活イベントの成否は運営主体の能力にかかっている。婚活サポーターズクラブの運営能力を向上させるため、コンサルタント料を払ってでも、民間のノウハウを取り入れるということを検討するべき。

婚活サポーターズクラブは設立して間もないことから、まずは組織の育成に努め、将来的には、婚活サポーターズクラブを民間団体が実施する婚活支援イベントへアドバイザーとして派遣するなど、有効な活用方法について検討するべき。

婚活支援を市単独で推進するだけでなく、例えば、県が行っているマリッジサポートセンターへの登録料を補助するなど、県の事業を活用するという視点も必要である。

事業目標を設定し、成果をしっかりと検証した上で、今後の事業の方向性を検討するべき。併せて、男女出会いイベント等支援事業費補助金についても定量的な指標に基づき、効果の検証を行うべき。

成婚だけを追い求めるのではなく、市内への定住や出産など、婚活支援の先を見据えた取組をPRするべき。

### ( 3 ) ミライクル館管理費 ( 評価シート事業 No.349 )

研修室の稼働率が5パーセントにも満たないことから、本施設の環境活動の拠点としての趣旨に沿った稼働率の改善に取り組むとともに、貸室として地域や周辺企業の利用を可能とするなど来館者の増加につながる取組を講じられたい。

#### < 委員の主な意見 >

研修室の稼働率は5パーセントにも満たず、かなり立派な施設であるのにもったいない。

まずは環境啓発に関する取組をしっかりと実施し、それ以外の方法で稼働率を高めるためにどのような取組ができるのかを検討するべき。

施設利用者にアンケートを行い施設運営に反映させるべき。

小中学生の施設見学は環境教育の観点からも大切である。小中学校からの施設見学の増加に努めるべき。

施設管理業務においては、既に長期包括運營業務委託により民間活力を導入しているが、施設で実施する事業の企画運営においても、民間活力を取り入れられないか検討するべき。

研修室を有料で貸室として活用することも検討するべき。周辺には企業が集積していることから、会議や研修でのニーズも十分に想定できるのではないか。

研修室を地域や企業なども利用できる貸室にすることで、施設利用者を増やせば、施設内の展示物等を見てもらえる機会にもなり、結果的に環境啓発につながると考える。

### ( 4 ) 新湊農村環境改善センター維持管理費 ( 評価シート事業 No.428 )

#### 大島農村環境改善センター維持管理費 ( 評価シート事業 No.429 )

農業者団体による利用が減少し、主に一般の利用者が貸館施設として利用している現状にあることから、立地条件や周辺施設との連携を生かしながら、施設の特徴を伸ばす方向で運営することで更なる稼働率の向上に努められたい。

併せて、新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは、同一種別の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理し、使用料の見直しを検討されたい。

#### < 委員の主な意見 >

農業者の減少に伴い、所期の目的である「農村生活の環境改善、健康増進及び地域の連帯感の醸成」を図る施設というよりも、一般的な貸館施設として利用されており、今後の施設のあるべき姿を検討する必要がある。

農業者ではない一般の利用者が多いという現状を踏まえた上で、それぞれの施設の特徴を伸ばす方向で運営し、更なる稼働率の向上を図るべき。

充実した機能を有する施設であり、農業者だけでなく一般利用も可能であることをもっと周知するべき。

農林水産課が施設を所管する必要があるとは思えない。

指定管理者制度を導入してから10年が経過していることから、導入による具体的な効果を検証し、更なる管理運営の質の向上につなげるべき。

当該施設に限らず、現行の指定管理者制度においては、指定管理者が努力して収入を伸ばす、あるいは支出を削減した場合には次期の指定管理料が削減されてしまうので、指定管理者のインセンティブが働くように制度の見直しを検討するべき。

新湊農村環境改善センターについては、道の駅新湊との連携のみならず、周辺に公共施設や民間施設が集積しているメリットを生かした施設運営に取り組むべき。

新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは同一目的の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理するべき。

#### (5) 畦畔除去整備事業補助金(評価シート事業No.452)

近年は事業実績が大きく減少していることから、ニーズが低下していると考えざるを得ない。また、県内他市の多くが同様の事業を実施していないことから、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくいことから、事業の廃止について検討されたい。

仮に、本制度を継続する場合においても、終期を設けて実施することで早期の畦畔除去を推進し、終期の到来を以って事業を廃止することを検討されたい。

#### <委員の主な意見>

これからの事業の在り方を考える際には、今後必要となる事業費の総額を把握するべきだと考えるが、いつ、どのくらいの事業費が必要となるのか不明である。

同様の制度があるのは、県内10市の中では、本市以外では、富山市と小矢部市だけであり、しかも富山市においては近年は事業実績がない。更に市町村合併前においても、旧市町村で実施していたのは小杉町のみであったという経緯を踏まえると、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくい。

過去10年間の事業実績が大幅な減少で推移していることから、畦畔除去を推進する必要があり本事業に対する需要の高い地区については、既に整備を終えているのではないかと。

本事業を継続するにしても終期を設けて実施した方が、結果として、早期の畦畔除去の実施に向けた後押しにつながると考える。

市町村合併前の事業内容をそのまま引き継いだということであるならば、合併から10年を経過したこの機会に見直しを考えることも必要である。

( 6 ) 商店街等新規出店支援事業補助金 ( 評価シート事業 No.501 )

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか常に検証し、より効果の高い事業への見直しを検討されたい。

その際には、商工団体や商店街との更なる連携を図ることとした上で、市でなければできない支援にねらいを絞って事業を展開することを検討されたい。

< 委員の主な意見 >

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか検証が必要である。

新湊地区に出店した店舗の多くは、既存商店街ではなく内川沿いに出店しており、商店街の活性化にはつながっていない。

商店街の空き店舗を活用し出店する際には、一般的な改装費用だけでなく防火対策にもコストが必要となる場合があることから、現行の補助金の額では不十分である。

商店街の賑わい創出を図る目的は、突き詰めれば射水市全体の賑わい創出を図ることであり、商店街に限定せずに、市全体の商業振興につながるよう事業内容を見直すべき。

本事業だけで、事業の目的である賑わい創出を図ることは難しいと考える。

魅力的な地域資源が点在しているので、人の流れをつくるという視点があるとよい。

新規出店数が増加したことが事業効果ではなく、その先にある、まちに賑わいが創出されて市民の生活がより豊かになることが本事業の効果であると考え。補助金を交付するからには、事業効果が市民に還元されているのかという視点で検証をするべき。

国や県の支援制度を踏まえ、市でなければできない支援とは何かを考えるべき。また、商工団体や商店街との連携が不可欠であることから、連携による相乗効果を高めることも併せて考えるべき。

( 7 ) 中央公民館管理運営費 ( 評価シート事業 No.701 )

貸室は年間開館時間のうちの 8 割以上において利用されていないことから、稼働率の改善につながる取組を講じられたい。

そのためにも、まずは施設の PR を図ることも大切であるが、社会教育法に基づく公民館としての運用がニーズに沿ったものであるかを検証し、より柔軟な運用について検討されたい。

使用料については、減免による利用状況を明らかにするとともに、受益と負担の見直しについて検討されたい。

併せて、新湊中央文化会館及び周辺で同じく貸室を提供している新湊交流会館との一体管理による有効活用についても検討されたい。

<委員の主な意見>

貸室の稼働率はどの部屋も一桁から10パーセント台であり、どのようにして稼働率を高めるのが課題である。

指定管理者に自主事業の実施を検討するよう働きかけるべき。

貸室は企業の研修や会議でも使用されている。立地条件を考えると、このようなニーズはもっとあるのではないかと考えるのでPRをするべき。

中央公民館の稼働率が低い理由のひとつとして、社会教育法に基づく公民館であるために、営利目的での使用が制限されていることがあるのではないかと考える。

本施設は貸室が9室もあり、どの部屋も稼働率が低いことから、現在の利用者を阻害せずに公民館の部分をダウンサイジングすることが可能である。

短期的には稼働率の向上に努めるとともに、長期的には中央公民館そのものの廃止も含めた抜本的な見直しを検討するべき。

周辺には新湊交流会館があり、同じように貸室を提供しているが、稼働率が低いという共通の課題があることから、それぞれの所管課が連携することを検討するべき。

貸室が集積していることを長所として捉えれば、活用方法も広がると思うので、新湊中央文化会館や新湊交流会館と一体管理による有効活用について検討するべき。

指定管理者の収支が赤字になっているが、使用料の減免を受けて利用している団体やサークルが多いことが原因のひとつではないかと考える。減免の在り方について精査する必要があるのではないかと考える。

使用料を減免するという事は、利用団体に対する事実上の補助金であると考えられるので、減免額を可視化するべき。また、減免利用においても、事業コストが発生することには変わらないので、最低限のコストを負担してもらうことも考えなければ、指定管理者は使われただけ損をすることになる。

当該施設に限らず、現行の指定管理者制度においては、指定管理者が努力して収入を伸ばす、あるいは支出を削減した場合には次期の指定管理料が削減されてしまうので、指定管理者のインセンティブが働くように制度の見直しを検討するべき。

( 8 ) 海竜スポーツランド維持管理費 ( 評価シート事業 No.771 )

本施設は、市内外を問わず多くの方に利用されており、指定管理者も自主事業を積極的に展開し、利用者の増加やサービスの向上に努めており評価できる。

しかし、提供しているサービスや設備等を鑑みれば、使用料は他市の類似施設と比べ安価である。今後は更に施設の老朽化に伴い修繕費の増加が見込まれることから、長期的に安定した運営に見合った受益者負担の見直しを検討されたい。

また、その際には、高齢者の割引料金の見直しなど、料金体系の見直しも検討されたい。

< 委員の主な意見 >

指定管理者は、自主事業を積極的に展開しており、利用者の増加やサービスの向上に向けた取組について評価できる。

現在の使用料は近隣他自治体の室内温水プールの料金と比較してかなり安い。

今後、施設が老朽化し修繕に多額の費用が必要となることから、長期的な経営の視点から使用料の見直しを検討すべき。

併せて、時間別の料金設定も検討すべき。

70歳以上の高齢者が150円で施設を利用できるのは安すぎるので、見直しを検討すべき。

市外からの利用者に対して割増料金を導入することも検討すべきと考えるが、併せて、市単独で施設を維持することを考えるのではなく、広域連携の考え方に立った在り方の見直しも検討すべき。

市民の健康維持という観点から、医療機関との連携を検討すべき。

#### 4 公共施設全般の管理運営に関する意見

今年度の外部評価は、射水市が掲げている長期的な視点に立った公共施設マネジメントの推進の一助とするため、全8事業のうち5事業を施設管理運営事業費から選定して実施した。

評価に当たっては、直接的に統廃合を議論するものではなく、施設の設置目的、利用状況、運用形態及び運営管理の収支状況等を確認した上で、継続的な施設運営を前提とした場合の視点を持って取り組んだところである。

今回の評価対象とした各施設管理運営事業費に対する評価は前述したとおりであるが、その中で委員から公共施設全般の今後の管理運営の在り方について多くの意見があったことから、その検討結果を次のとおり取りまとめるものである。

##### (1) 施設の運営目標の策定

運営に関する定量的な目標の設定は、適正に管理運営しているかを検証する上で必要なため、施設間において比較可能な指標で測定、分析できる仕組み作りに取り組むべき。

特に、稼働率の状況を指標の中に加え、指定管理者や管理業務委託先の事業者にも成果として求めるべき。

その上で、稼働率が伸びない原因を検証し、解消に向けた取組を強化するべき。

##### (2) 施設使用料及び減免についての統一的な基準の策定

現在設定されている使用料金や減免基準について、同種目的施設あるいは同規模施設においてバラツキがあることから、統一的な基準を策定し、公平性や透明性の確保につなげるべき。

施設利用者と利用していない他の納税者との不公平感、あるいは世代間の不公平感(将来世代への負担のつけ回し)に対して、きちんと説明できるよう施設のコストや施設の目的などの合理的な根拠に見合った料金の見直しが行われるべき。

##### (3) 将来にわたり稼働率の改善が難しい施設の廃止、統合及び複合化の検討

稼働率の改善に向けた様々な取組を行ってもなお、一定の基準を下回った施設については、廃止、統合及び複合化の検討対象とするべき。

##### (4) 類似施設等の在り方の検討

同一地域内に、機能が類似・重複する施設や稼働率の低い施設が複数存在するという課題が見えてきた。今後、個別施設の在り方を考える際には、効率的な施

設利用の視点を持って、周辺施設との複合化や多機能化等を検討していくべき。

( 5 ) 施設所管担当課間の連携強化

設置目的にとらわれない現状の利用者ニーズに即した効率的な施設利用を可能とするため、施設所管担当課ごとの縦割りではない、横断的な連携を強化すべき。併せて、必要な情報を整理し、意見をとりまとめる調整課があることが望ましい。

( 6 ) 民間活力の更なる活用

指定管理者制度を導入している施設においては、その具体的な効果を評価・検証し、更なる管理運営の質の向上につなげるべき。

指定管理者が民間のノウハウを活用できるよう、弾力的な施設の運用基準を検討するとともに、例えば、指定管理料の算定基準など、指定管理者のインセンティブが一層発揮されるよう制度の見直しを検討されたい。

# 平成29年度射水市事務事業外部評価 結果を踏まえた今後の方針について

平成29年12月  
射水市



## 外部評価結果を踏まえた今後の方針について

本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立と質の高い市民サービスを提供していくため、外部評価結果を踏まえ、効率的で効果的な行政財運営に努めます。

また、外部評価の対象となった事業については、次のとおり取り組みます。

### 1 新湊交流会館管理費

新湊地域における福祉団体等の活動の場を確保しつつ、施設の有効利用・稼働率の向上をより重視した指定管理者の選定に取り組みます。

その後の利用状況を踏まえ、周辺にある新湊中央文化会館及び中央公民館との一体管理を含めた施設の有効活用策を検討します。

また、使用料については、管理運営コスト等を踏まえた料金の見直しと合わせ、減免による利用状況についても可視化していきます。

### 2 婚活イベント実施支援

婚活サポーターズクラブが早期に主体的な企画運営ができるよう組織育成に努めるとともに、少子化対策の検証に必要な成果目標を設定して事業を進めます。

### 3 ミライクル館管理費

環境施策の推進と合わせ、研修室の有効活用方法を調査・検討し、研修室の稼働率向上に努めます。

### 4 新湊農村環境改善センター維持管理費 大島農村環境改善センター維持管理費

両施設が持つ機能を広く周知するとともに、立地条件や周辺施設との連携などの特色を生かして稼働率の向上に努めます。

また、使用料については、両施設の管理運営コスト等を踏まえて統一的な料金となるよう見直しを行っていきます。

#### 5 畦畔除去整備事業補助金

国の生産調整政策の終了に伴う農業者の生産環境の変化を見極めつつ、本補助金の終期を設定することを検討します。

#### 6 商店街等新規出店支援事業補助金

商店街等のにぎわい創出につなげるため、引き続き商工団体等との連携を図り、現況把握や効果の検証を行いながらより効果の高い補助金となるよう制度の見直しを検討します。

#### 7 中央公民館管理運営費

現在の社会教育法に基づく公民館としての運用が利用者ニーズに合っているかを検証し、柔軟な運用方法について検討します。

その上で、新湊中央文化会館及び周辺にある新湊交流会館との一体管理を含めた施設の有効活用策を検討します。

また、使用料については、管理運営コスト等を踏まえた料金の見直しと合わせ、減免による利用状況についても可視化していきます。

#### 8 海竜スポーツランド維持管理費

使用料は、他市の類似施設と比較して安価であることから、管理運営コスト等を踏まえた料金の見直しを行うとともに、減免制度の見直しについても取り組んでいきます。

公共施設全般の今後の管理運営に関する意見については、次のとおり取り組みます。

射水市公共施設等総合管理計画を基本とし、今回の管理運営に関する意見も踏まえ、引き続き公共施設マネジメントを推進していきます。

#### 施設の運営目標の策定

稼働率等の目標設定を検討し、適正な管理運営の検証に努めます。

#### 施設使用料及び減免についての統一的な基準の策定

施設の管理運営コストや施設の目的などの合理的な根拠に見合った使用料及び減免基準の見直しを行っていきます。

#### 将来にわたり稼働率の改善が難しい施設の廃止、統合及び複合化の検討

現状の稼働状況も踏まえ、様々な手法を総合的に検討していきます。

#### 類似施設等の在り方の検討

これまでも課題としているところであり、個々の施設だけでなく周辺を面的に捉え、他施設との複合化、多機能化等を検討します。

#### 施設所管担当課間の連携強化

効率的な施設活用をめざし、施設所管担当課の組織横断的な連携強化を図っていきます。

#### 民間活力の更なる活用

指定管理者のインセンティブが働くよう、施設の弾力的な運用方法等を検討し、導入施設の管理運営の質の向上に努めます。

# 平成29年度射水市事務事業 2次評価対象事業評価シート

事業名	担当課	ページ
学生のまちづくり事業	政策推進課	1～2
路線維持費等特別補助金	生活安全課	3～4
ひとり親家庭等福祉費	子育て支援課	5～6
コミュニティセンター管理費	農林水産課	7～8
ふれあい農園管理費	農林水産課	9～10
射水ブランド商品開発等支援補助金	港湾・観光課	11～12
いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金	港湾・観光課	13～14
絵本ワールド開催補助金	地域振興・文化課	15～16

## 2 次評価の実施概要

総合的・組織横断的な視点から再評価を行うことで、事務事業評価の実効性を高めるとともに、評価結果についての客観性や信頼性を確保するため、今年度に1次評価を実施した事務事業の中から再評価が必要と判断した8事業を選定した。

### 1 評価手法

評価に当たっては、事務事業間の優先度など市の方針等に基づく総合的・組織横断的な視点で、事業の妥当性、有効性及び効率性を重視し、次の手順で実施した。

- (1) 副市長を長とする庁内評価委員会を設置し、担当課ヒアリングを実施
- (2) 担当課長の事業概要の説明後、庁内評価委員によるヒアリング
- (3) ヒアリング結果を基に、庁内評価委員会において再度総合評価
- (4) 庁内評価委員会による総合評価及びコメントを事務事業評価シートに記載し、担当課へ送付
- (5) 担当課は、2次評価の内容について検討し、事業の改善につなげる。

#### 【庁内評価委員】

副市長、教育長、企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、教育委員会事務局長、消防長、議会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長、企画管理部次長、財務管理部次長、財政課長

### 2 日 程

平成29年11月10日(金)、11月13日(月)に実施した。

2	款	総務費	1	項	総務管理費	7	目	企画費	
事業	事務事業名	学生のまちづくり事業					担当	部名	企画管理部
041	予算事業名	(企画推進費)					課名	政策推進課	
						電話	51-6612		
基本事項	事業期間	開始年度	平成 26 年度	終了年度		実施方法 (H28)	業務委託		
	総合計画	施策の大綱	第 5 部	みんなで創る開かれたまち			一部業務委託		
		政策(章)	第 1 章	市民が主役のまちづくり					
		施策(節)	第 3 節	学生が参画するまちづくりの推進			市直営		
	根拠法令等	射水市学生のまちづくり推進会議設置要綱							
事業目的	対象	誰を・何を	学生のまちづくり推進会議委員及び学生の政策提案参加者						
	意図	どのような状態に	地域が抱える課題について理解を深め、自分自身の研究、就業、人生設計について考える機会とする。						
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名		
		件		9	20	20	政策提案数(平成27年度から募集)		
事業内容	手段	どのような方法で	・学生のまちづくり推進会議において、未来創造課の射水市PR動画作成事業に協力する。 ・政策提案について早い時期から各高等教育機関に課題を提示し、1月に審査会を実施する。						
			活動指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名
	内容(手段)の提供量	回	4	3	5	6	会議開催回数		
備考	その他説明を要する事項								
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項		
	直接事業費		82	213	181	256	平成27年度から学生の政策提案事業が始まり、優秀な提案に対する賞品、審査員への謝礼などの事業費が必要になった。		
	(当初予算額)	(207)	(237)	(259)					
	うち臨時職員人件費								
	財源内訳	国・県支出金	0	0	0	0			
地方債	0	0	0	0					
その他	0	0	0	0					
一般財源	82	213	181	256					
個別評価(1次評価)	評価項目	担当課による説明							
	妥当性(a~c)	a	高等教育機関が集積している当市において、学生のまちづくり事業は有意義であり、市が実施すべきものである。						
	有効性(a~c)	a	地域における課題について研究し解決策を提案することは、学生が自分自身の研究や将来について考えるきっかけとなる。						
	効率性(a~c)	a	業務の性質上、外部への委託が難しく、また正規職員の業務負担は必要最小限と思われる。						
総合評価(1次評価)	評価結果(A~C)	A	現行どおり事業を進めることが適当				評価結果(A~C)	A	現行どおり事業を進めることが適当
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等							
	廃止・休止	高等教育機関に在籍する学生が地域の課題について研究しその解決策について提案することは、学生が自分自身の研究等について考える機会となるのみならず、地域の課題解決、地域活性化につながる可能性もあるので、現行どおり事業を進めたい。							
	規模縮小								
	統合・連携								
	民間活用								
	負担適正化								
	やり方改善								
現行どおり									
拡充									
総合評価(2次評価)	評価委員会のコメント								
							募集テーマを決める際は、各校の指導教官に絞り込んでもらう、あるいは、学生自身に地域の課題を発見してもらうなど、実施段階の学校側とのプロセスを重視し、学生が興味を持って本事業に積極的に参加するよう工夫しながら事業を進めること。		

2 款	総務費	1 項	総務管理費	7 目	企画費			
事業	事務事業名	学生のまちづくり事業				担当	企画管理部	
	041	予算事業名	( 企画推進費 )				課名	政策推進課
						電話	5 1 - 6 6 1 2	
評価項目	評価の視点	内容 ( 該当は、非該当は× ) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない ( 妥当性を a とする )					判定	
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。						
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
有効性	受益者・費用負担	事業内容 ( 手段 ) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
	政策体系との整合性	事業の成果 ( 意図 ) が、上位施策の目標達成に結びついている ( 貢献している ) 。						
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						×
効率性	成果の向上余地	事業内容 ( 手段 ) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
効率性	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
評価結果	個別評価 ( a ~ c )	妥当性	有効性	効率性	総合評価 ( A ~ C )	評価結果		
		a 適合	a 適合	a 適合	A	現行どおり事業を進めることが適当		

性質	交付先区分		類型区分					
	補助区分		算定方法					
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源	項目	
	補助金等交付件数							
	補助金等交付額							
交付団体状況	うち一般財源					事務局体制		
	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算		項目	
	交付先歳入決算額							
	補助金の占める割合							
	交付先歳出決算額							
事業目的	対象	誰を・何を					法人会員数	
	意図	どのような状態に						個人会員数
事業内容	手段	どのような方法で						

2	款	総務費	1	項	総務管理費	14	目	地域交通対策費												
事業		事務事業名	路線維持費等特別補助金										担当	部名	市民生活部					
085		予算事業名	( 地域交通対策費 )										課名	生活安全課						
													電話	5 1 - 6 6 2 3						
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度																
	総合計画	施策の大綱	第 4 部	潤いのある安心して暮らせるまち																
		政策(章)	第 2 章	快適で利便性の高いまちづくり																
		施策(節)	第 2 節	公共交通網の整備																
根拠法令等		射水市補助金等交付規則																		
事業目的	対象	補助金等交付先	加越能バス㈱																	
	意図	補助金等交付目的	生活路線バスの維持・確保																	
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名													
		人	145,327	149,674	146,106	146,000	対象路線(3路線)の年間利用者数(H26は4路線)													
事業内容	補助金等受取の主な活動	平均乗車密度が5人を下回った場合、国の補助制度で補填されない部分を補助するもの																		
		対象路線(平成28年度) 小泉・中田団地經由中田循環線 済生会・中田・石瀬・牧野・海王丸パーク線 職安・富大附属病院線																		
活動指標	補助金等交付件数	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名													
		件	1	1	1	1	補助金交付件数													
備考	その他説明を要する事項																			
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項													
	直接事業費(補助金等交付額)		2,316	4,465	6,143	6,330														
	(当初予算額)		(2,450)	(2,600)	(5,869)															
	うち臨時職員人件費																			
	財源内訳	国・県支出金																		
地方債																				
その他																				
一般財源		2,316	4,465	6,143	6,330															
個別評価(1次評価)	評価項目		担当課による説明																	
	妥当性(a~c)	a	交通弱者の生活路線を確保するため必要である。																	
	有効性(a~c)	a	運行路線の統廃合等も含め効果的な運行となるよう検討を求める必要がある。																	
	効率性(a~c)	a	効率的なダイヤ編成等の見直しを求めていくが、平均乗車が少ない路線維持のために必要な補助金である。																	
総合評価(1次評価)	評価結果(A~C)	A	現行どおり事業を進めることが適当																	
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等																		
	廃止・休止	交通弱者の移動手段として維持していくための必要な事業であるが、引き続き、バス事業者に対して運行内容の改善を求めていく。																		
	規模縮小																			
	統合・連携																			
	民間活用																			
	負担適正化																			
	やり方改善																			
現行どおり																				
拡充																				
総合評価(2次評価)	評価結果(A~C)	B	事業の一部に見直しが必要																	
	評価委員会のコメント																			
利用者数の増加策について、民間事業者に積極的に検討を促すこと。併せて、沿線住民等に対し、路線維持に多額の費用を要していることを周知し、利用促進に努めること。																				

2 款	総務費	1 項	総務管理費	14 目	地域交通対策費		
事業	事務事業名	路線維持費等特別補助金			担当	部名	市民生活部
	085	予算事業名	(地域交通対策費)			課名	生活安全課
					署	電話	5 1 - 6 6 2 3
評価項目	評価の視点	内容 (該当は、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない (妥当性を a とする)					判定
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。					
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。					
有効性	受益者・費用負担	事業内容 (手段) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。					
	政策体系との整合性	事業の成果 (意図) が、上位施策の目標達成に結びついている (貢献している)。					
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。					
効率性	成果の向上余地	事業内容 (手段) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。					
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。					
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。					
評価結果	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。					
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。					
	個別評価 (a ~ c)	妥当性	有効性	効率性	総合評価 (A ~ C)	評価結果	
		a 適合	a 適合	a 適合	A	現行どおり事業を進めることが適当	

性質	交付先区分	個人	類型区分	団体運営費補助	事業費補助	施設等整備補助
		団体		政策的補助	格差是正補助	利子補給等
	補助区分	定額	算定方法	国の補助条件を満たさなかった分を一定の計算式に基づいて算定する。		
		定率				
		その他				
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	項目
	補助金等交付件数	1 件	1 件	1 件	1 件	特定財源
	補助金等交付額	2,316 千円	4,465 千円	6,143 千円	6,330 千円	なし (市単独補助)
	うち一般財源	2,316 千円	4,465 千円	6,143 千円	6,330 千円	国補助 ( % )
交付団体状況	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	項目
	交付先歳入決算額	502,758 千円	494,523 千円	523,909 千円		非該当・事務局なし
	補助金の占める割合	0.5 %	0.9 %	1.2 %		担当課が主体
	交付先歳出決算額	858,736 千円	921,754 千円	1,003,501 千円		交付団体が主体
	次年度繰越額	355,978 千円	427,231 千円	479,592 千円		その他
	歳出に占める割合	41.5 %	46.3 %	47.8 %		↳ ( )
事業目的	対象	加越能バス株				
	意図	生活路線バスの維持・確保				
事業内容	手段	平均乗車密度が 5 人を下回った場合、国の補助制度で補填されない部分を補助するもの				
	補助金等を受け実施する活動	対象路線 (平成28年度) 小泉・中田団地經由中田循環線 済生会・中田・石瀬・牧野・海王丸パーク線 職安・富大附属病院線				
団体構成員	会費負担あり		会費負担なし		法人会員数	
会費負担	↳ (会費: )				個人会員数	

3 款	民生費	2 項	児童福祉費	3 目	母子福祉費						
事業	事務事業名	ひとり親家庭等福祉費				担当	部名	福祉保健部			
283	予算事業名	(ひとり親家庭等福祉費)				課名	子育て支援課				
						電話	51-6629				
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度		実施方法 (H28)	業務委託				
	総合計画	施策の大綱	第 1 部	豊かな心を育み誰もが輝くまち			一部業務委託				
		政策(章)	第 1 章	元気な子どもを育むまちづくり							
		施策(節)	第 1 節	子ども・子育て支援の推進			市直営				
	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法									
事業目的	対象	誰を・何を	ひとり親家庭等(母子、父子及び養育者の家庭)								
	意図	どのような状態に	母子・父子自立支援員を1名配置し、ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに自立を支援するとともに、その児童の健全育成と福祉の増進を図る。								
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名				
		件	866	961	1,038	1,000	相談件数				
事業内容	手段	どのような方法で	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行う。</li> <li>ひとり親家庭等に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</li> <li>DVを含めた離婚前相談から離婚後の自立まで、切れ目のない相談を行う。</li> </ul>								
			活動指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名		
			人	1	1	1	1	母子・父子自立支援員配置数			
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項				
	直接事業費		2,711	2,725	2,747	3,936	平成29年度は、ひとり親家庭学習ボランティア事業に係る業務委託料(1,200千円)を計上したため、当初予算額が大幅増となった。				
	(当初予算額)		(2,660)	(2,663)	(2,763)						
	うち臨時職員人件費		2,596	2,606	2,676	2,689					
	財源内訳	国・県支出金					900				
		地方債									
その他一般財源		2,711	2,725	2,747	3,036						
個別評価(1次評価)	評価項目		担当課による説明								
	妥当性(a~c)	a	ひとり親家庭等に対して、DVを含め個々のケースに応じた相談及び支援を行うものであり、ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに自立に必要な事業である。								
	有効性(a~c)	a	職業能力の向上及び求職活動に関する支援のほか、ひとり親家庭等の生活の安定及び向上に必要な各種申請手続きの相談及び支援を行う等、総合的なひとり親家庭等の相談窓口機能として有効である。								
	効率性(a~c)	a	経費は、母子・父子自立支援員の賃金等、最小限である。								
総合評価(1次評価)	評価結果(A~C)	A	現行どおり事業を進めることが適当								
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等									
	廃止・休止	核家族化、少子化、離婚率の上昇、地域社会における人間関係の希薄化等、近年の社会情勢の変化に伴い、母子・父子自立支援員の相談内容も複雑化・高度化しており、現在の1名体制で受け入れることができる相談件数は限界に達している。また、地域振興・文化課で実施している女性相談で対応できないケースの受け皿としての機能も実質的に果たしている等、業務内容は多岐にわたっていることから、母子・父子自立支援員を2名体制に拡充する必要がある。									
	規模縮小										
	統合・連携										
	民間活用										
負担適正化											
やり方改善											
現行どおり	事務効率化を図った上で、相談需要に見合った人員を検討すること。										
拡充											
	総合評価(2次評価)	A	現行どおり事業を進めることが適当								
	評価委員会のコメント										

3 款	民生費	2 項	児童福祉費	3 目	母子福祉費			
事業	事務事業名	ひとり親家庭等福祉費				担当	部名 福祉保健部	
	283	予算事業名	(ひとり親家庭等福祉費)				課名	子育て支援課
						電話	5 1 - 6 6 2 9	
評価項目	評価の視点	内容 ( 該当は、非該当は× ) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない ( 妥当性を a とする )					判定	
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。						
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
有効性	受益者・費用負担	事業内容 ( 手段 ) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
	政策体系との整合性	事業の成果 ( 意図 ) が、上位施策の目標達成に結びついている ( 貢献している ) 。						
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						
効率性	成果の向上余地	事業内容 ( 手段 ) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
評価結果	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
個別評価 ( a ~ c )	妥当性	a	有効性	a	効率性	a	総合評価 ( A ~ C )	A
								現行どおり事業を進めることが適当

性質	交付先区分		類型区分					
	補助区分		算定方法					
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源	項目	
	補助金等交付件数							
	補助金等交付額							
交付団体状況	うち一般財源					事務局体制		
	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算			項目
	交付先歳入決算額							
	補助金の占める割合							
	交付先歳出決算額							
	次年度繰越額							
事業目的	対象	誰を・何を					法人会員数	
	意図	どのような状態に						個人会員数
事業内容	手段	どのような方法で						

6	款	農林水産業費	1	項	農業費	4	目	農村環境改善費	
事業	事務事業名	コミュニティセンター管理費					担当	部名	産業経済部
	430	予算事業名	(コミュニティセンター管理費)					課名	農林水産課
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度		実施方法 (H28)	電話	5 1 - 6 6 7 7	
	総合計画	施策の大綱	第 3 部	個性に満ちた活気あふれるまち			指定管理		
		政策(章)	第 3 章	豊かな資源を生かしたまちづくり					
		施策(節)	第 1 節	農業の振興		市直営			
	根拠法令等	射水市大門コミュニティセンター条例、射水市農村環境改善センター条例							
事業目的	対象	施設の利用対象	市民及び市内企業の従業員						
	意図	施設設置目的	福祉及び健康増進、教養の向上並びにレクリエーションの便宜を提供する。						
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名		
		人	55,605	57,967	50,482	51,000	施設利用者数		
事業内容	手段	施設実施する主な活動	【大門コミュニティセンター】 ・入浴施設の運営 【大門農村環境改善センター】 ・多目的ホール、研修室等の貸与						
			単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名	
活動指標	事業内容の活動を提示する指標	日	286	291	306	300	開館日数		
		備考							
その他説明を要する事項		大門コミュニティセンターと大門農村環境改善センターは同一敷地内にあり、共に指定管理者制度を導入している。							
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項		
	直接事業費	(当初予算額)	37,428	14,228	19,151	16,791	平成26年度まで市直営施設であったが、平成27年度から指定管理者制度を導入している。		
		うち臨時職員人件費	(39,345)	(14,980)	(14,480)				
	財源内訳	国・県支出金	4,400						
		地方債							
	その他	13,733	77						
	一般財源	19,295	14,151	19,151	16,791				
個別評価 (1次評価)	評価項目	担当課による説明							
	妥当性 (a~c)	a	社会経済情勢の変化などを勘案しても、施設の設置意義は低下していない。						
	有効性 (a~c)	c	事業内容を見直しても、更なる効果は期待できない。						
	効率性 (a~c)	a	指定管理者制度を導入し、管理運営コストの削減を図っている。						
総合評価 (1次評価)	評価結果 (A~C)	C	事業の抜本的な見直しが必要				評価結果 (A~C)	C	事業の抜本的な見直しが必要
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等					総合評価 (2次評価)		評価委員会のコメント
	廃止・休止	社会経済情勢の変化などを勘案しても、施設の設置意義は低下していない。 平成27年度から指定管理者制度を導入して、コスト軽減に努めているが、有効利用について検討する。					今後見込まれる設備の更新などの投資に見合う事業効果が見込まれるかを含め、入浴施設としてのあり方を検討するとともに、その結論が出るまでの間、利用者数の増加に努めた事業運営とすること。		
	規模縮小								
	統合・連携								
	民間活用								
	負担適正化								
	やり方改善								
現行どおり									
拡充									

6 款	農林水産業費	1 項	農業費	4 目	農村環境改善費			
事業	事務事業名	コミュニティセンター管理費				担当	産業経済部	
	430	予算事業名	(コミュニティセンター管理費)				課名	農林水産課
						電話	51-6677	
評価項目	評価の視点	内容(該当は、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない(妥当性をaとする)					判定	
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。						
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
	受益者・費用負担	事業内容(手段)の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
有効性	政策体系との整合性	事業の成果(意図)が、上位施策の目標達成に結びついている(貢献している)。						×
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						×
	成果の向上余地	事業内容(手段)を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						×
効率性	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
評価結果	個別評価(a~c)	妥当性	有効性	効率性	総合評価(A~C)	評価結果		
		a 適合	c 不適合	a 適合		C	事業の抜本的な見直しが必要	

性質	交付先区分		類型区分					
	補助区分		算定方法					
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源	項目	
	補助金等交付件数							
	補助金等交付額							
交付団体状況	うち一般財源					事務局体制		
	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算			項目
	交付先歳入決算額							
	補助金の占める割合							
	交付先歳出決算額							
	次年度繰越額							
事業目的	対象	施設の利用対象					法人会員数	
	意図	施設設置目的						個人会員数
事業内容	手段	施設が実施する活動						

6	款	農林水産費	1	項	農業費	4	目	農村環境改善費												
事業	事務事業名	ふれあい農園管理費										担当	部名	産業経済部						
	431	予算事業名	(ふれあい農園管理費)										課名	農林水産課						
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度		実施方法 (H28)			電話	5 1 - 6 6 7 7										
	総合計画	施策の大綱	第 3 部	個性に満ちた活気あふれるまち																
		政策(章)	第 3 章	豊かな資源を生かしたまちづくり																
		施策(節)	第 1 節	農業の振興																
	根拠法令等	射水市ふれあい農園条例																		
事業目的	対象	施設の利用対象	他市町村の住民を含む農業者以外の者、周辺農業者及び住民																	
	意図	施設設置目的	健康でゆとりある生活の確保の場として、農園を設置し、他市町村の住民を含む農業者以外の者が、農業体験をすることにより、周辺農業者や周辺住民との交流を図る。																	
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名													
		人	54	57	52	56	利用者数(使用許可人数)													
事業内容	手段	施設実施する主な活動	農園(圃場:畑地)の貸出																	
			単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名												
活動指標	事業内容の活動を提示する指標	区画	54	57	52	56	契約圃場区画数(総区画数58)													
		備考																		
		その他説明を要する事項		ふれあい農園は、下村パークゴルフ場と同一敷地内にあり、パークゴルフ場と共に指定管理者制度を導入している。																
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項													
	直接事業費		380	226	226	226														
	(当初予算額)		(369)	(226)	(226)															
	うち臨時職員人件費																			
	財源内訳	国・県支出金																		
地方債																				
その他一般財源		380	226	226	226															
個別評価(1次評価)	評価項目		担当課による説明																	
	妥当性(a~c)	a	市民農園施設における農村と市街地の交流の場の提供は必要である。																	
	有効性(a~c)	b	農村と市街地の交流の場として有効に利用されている。																	
	効率性(a~c)	a	現行指定管理者制度により、効率的に運営されている。																	
総合評価(1次評価)	評価結果(A~C)	B	事業の一部に見直しが必要																	
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等																		
	廃止・休止	農村と市街地の交流の場として必要な施設である。指定管理により運営コストの削減が図られており、有効利用もされているが、更なる利用改善を求めていく。																		
	規模縮小																			
	統合・連携																			
	民間活用																			
	負担適正化																			
	やり方改善																			
現行どおり																				
拡充																				
		評価結果(A~C)	B	事業の一部に見直しが必要																
		評価委員会のコメント																		
		空き区画の解消に向けて周知を図るとともに、継続可能な運営となるよう使用料について検討すること。																		

6 款	農林水産費	1 項	農業費	4 目	農村環境改善費			
事業	事務事業名	ふれあい農園管理費				担当	産業経済部	
	431	予算事業名	(ふれあい農園管理費)				課名	農林水産課
						電話	5 1 - 6 6 7 7	
評価項目	評価の視点	内容 (該当は、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない (妥当性を a とする)					判定	
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。						
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
	受益者・費用負担	事業内容 (手段) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
有効性	政策体系との整合性	事業の成果 (意図) が、上位施策の目標達成に結びついている (貢献している)。					×	
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						
	成果の向上余地	事業内容 (手段) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						
効率性	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。					×	
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
評価結果	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
	個別評価 (a ~ c)	妥当性	有効性	効率性	総合評価 (A ~ C)	評価結果		
		a 適合	b やや適合	a 適合	B	事業の一部に見直しが必要		

性質	交付先区分		類型区分					
	補助区分		算定方法					
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源	項目	
	補助金等交付件数							
	補助金等交付額							
交付団体状況	うち一般財源					事務局体制		
	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算			項目
	交付先歳入決算額							
	補助金の占める割合							
	交付先歳出決算額							
	次年度繰越額							
事業目的	対象	施設の利用対象					法人会員数	
	意図	施設の設置目的						個人会員数
事業内容	手段	施設が実施する活動						

7 款	商工費	1 項	商工費	1 目	商工総務費							
事業	事務事業名	射水ブランド商品開発等支援補助金				担当	部名	産業経済部				
	486	予算事業名	( ブランド化推進事業費 )				課名	港湾・観光課				
基本事項	事業期間	開始年度	平成 23 年度	終了年度		実施方法 (H28)	電話	5 1 - 6 6 7 6				
	総合計画	施策の大綱	第 3 部	個性に満ちた活気あふれるまち								
		政策 ( 章 )	第 1 章	個性を生かしたまちづくり								
		施策 ( 節 )	第 1 節	射水ブランドの確立と発信								
	根拠法令等	射水市補助金等交付規則										
事業目的	対象	補助金等交付先	地域資源を活用した商品を開発・販売する事業者やまちづくり団体等									
	意図	補助金等交付目的	地域資源を活用した新商品の開発及び販路を拡大し、新たな射水ブランドの構築を図り、本市の活性化を図る。									
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名					
		件	0	1	0	1	商品開発件数					
事業内容	手段	補助金等の受ける主な活動	地域資源を活用した新商品の開発及び販路拡大									
		活動指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名				
		補助金等交付件数	件	0	1	0	1	補助金交付件数				
備考	その他説明を要する事項											
事業コスト	項目 ( 単位: 千円 )		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項					
	直接事業費 ( 補助金等交付額 )		0	200	0	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 6 年度 なし</li> <li>・平成 2 7 年度 「越のわたり蟹」</li> <li>・平成 2 8 年度 なし</li> </ul>					
	( 当初予算額 )		( 400 )	( 400 )	( 400 )							
	うち臨時職員人件費											
	財源内訳											
国・県支出金												
	地方債											
	その他											
	一般財源		0	200	0	200						
個別評価 ( 1 次評価 )	評価項目		担当課による説明									
	妥当性 ( a ~ c )	a	地域資源を活用した新商品開発や販路拡大は必要である。									
	有効性 ( a ~ c )	a	新たな商品開発や販路拡大は、地域の活性化や射水ブランドの育成及び推進に有効である。									
	効率性 ( a ~ c )	a	新商品開発や販路拡大等に要する経費の一部に助成するものであり、意欲ある事業者や団体に対し、補助することで、地域資源の発掘にもつながり効率的である。									
総合評価 ( 1 次評価 )	評価結果 ( A ~ C )	A	現行どおり事業を進めることが適当				評価結果 ( A ~ C )	B	事業の一部に見直しが必要			
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等								総合評価 ( 2 次評価 )	評価委員会のコメント	
	廃止・休止	新たな商品開発や販路拡大には、経費が必要ことから、事業費の一部を支援することは重要であり、関係団体と連携して P R し、商品開発を促し、地域活性化と射水ブランドの育成及び推進を図る。									本補助事業の効果を高めるため、市のブランド戦略に沿った事業者の掘り起こしに努めるとともに、他の補助制度を併用した場合の取り扱いを整理すること。	
	規模縮小											
	統合・連携											
	民間活用											
	負担適正化											
	やり方改善											
現行どおり												
拡充												

7 款	商工費	1 項	商工費	1 目	商工総務費			
事業	事務事業名	射水ブランド商品開発等支援補助金				担当	産業経済部	
	486	予算事業名	(ブランド化推進事業費)				課名	港湾・観光課
評価項目	評価の視点	内容(該当は○、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない(妥当性をaとする)					判定	
	妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。					
有効性	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
	受益者・費用負担	事業内容(手段)の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
	政策体系との整合性	事業の成果(意図)が、上位施策の目標達成に結びついている(貢献している)。						
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						
効率性	成果の向上余地	事業内容(手段)を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						×
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						
評価結果	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
個別評価(a~c)	妥当性	a 適合		有効性	a 適合		総合評価(A~C)	A 現行どおり事業を進めることが適当
	効率性	a 適合		評価結果				

性質	交付先区分	個人	類型区分	団体運営費補助	事業費補助	施設等整備補助
		団体		政策的補助	格差是正補助	利子補給等
	補助区分	定額	算定方法	事業費の1/2かつ、上限20万円(最長3年)		
	定率	その他				
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源
	補助金等交付件数	0件	1件	0件	1件	なし(市単独補助)
	補助金等交付額	0千円	200千円	0千円	200千円	国補助( % )
	うち一般財源	0千円	200千円	0千円	200千円	県補助( % )
交付団体状況	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事務局体制
	交付先歳入決算額	0千円	484千円	0千円		非該当・事務局なし
	補助金の占める割合	%	41.3%	%		担当課が主体
	交付先歳出決算額	0千円	484千円	0千円		交付団体が主体
	次年度繰越額	千円	0千円	千円		その他
	歳出に占める割合	%	0.0%	%		↳ ( )
事業目的	対象	地域資源を活用した商品を開発・販売する事業者やまちづくり団体等				
	意図	地域資源を活用した新商品の開発及び販路を拡大し、新たな射水ブランドの構築を図り、本市の活性化を図る。				
事業内容	手段	地域資源を活用した新商品の開発及び販路拡大				

7 款	商工費	1 項	商工費	4 目	観光費						
事業	事務事業名	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金				担当	部名	産業経済部			
	523	予算事業名	( 観光推進費 )				課名	港湾・観光課			
						電話	5 1 - 6 6 7 6				
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度		実施方法 (H28)					
	総合計画	施策の大綱	第 3 部	個性に満ちた活気あふれるまち							
		政策 ( 章 )	第 1 章	個性を生かしたまちづくり							
		施策 ( 節 )	第 2 節	観光の振興							
	根拠法令等	射水市補助金等交付規則									
事業目的	対象	補助金等交付先	北日本放送(株)								
	意図	補助金等交付目的	いきいき射水太閤山フェスティバルの開催								
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名				
		人	34,960	43,100	45,570	50,000	入込数				
事業内容	手段	補助金等の受取を実施する活動									
		太閤山ランドを会場にゴールデンウィーク期間中、アトラクションステージ・ゲームコーナーなどのイベントを開催する。									
活動指標	補助金等交付件数	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名				
		1	1	1	1	1	補助金交付件数				
備考	その他説明を要する事項										
事業コスト	項目 ( 単位: 千円 )		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項				
	直接事業費 ( 補助金等交付額 )		800	760	750	750					
	( 当初予算額 )		( 800 )	( 760 )	( 750 )						
	うち臨時職員人件費										
	財源内訳	国・県支出金									
地方債											
その他											
一般財源		800	760	750	750						
個別評価 ( 1 次評価 )	評価項目		担当課による説明								
	妥当性 ( a ~ c )	a	市内外の家族を中心とした来場者にイベントを楽しんでもらうとともに、市外からの来場者には射水市の魅力を広くアピールできることから、支援は妥当である。								
	有効性 ( a ~ c )	a	イベントのため、入込数が天候に左右されるが、大会の実施には、補助を行うことが必要。								
	効率性 ( a ~ c )	a	民間企業が企業運営するイベントにより、市の P R や賑わい創出につながっていることから効率性は高い。								
総合評価 ( 1 次評価 )	評価結果 ( A ~ C )	A	現行どおり事業を進めることが適当				評価結果 ( A ~ C )	B	事業の一部に見直しが必要		
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等				総合評価 ( 2 次評価 )					
	廃止・休止	フェスティバルの開催により、市内外から多くの家族連れが太閤山ランドを訪れ、市の賑わいづくりにつながっている。補助金は年々減額しているが、今後も補助を継続する。				本補助事業の効果を高めるため、市内のほかのイベント来場者との相互の流れを誘導するとともに、さらに本市の魅力の発信、にぎわい創出につなげる企画を検討すること。併せて、補助対象区分・金額について検討すること。					
	規模縮小										
	統合・連携										
	民間活用										
	負担適正化										
	やり方改善										
現行どおり											
拡充											

7 款	商工費	1 項	商工費	4 目	観光費			
事業	事務事業名	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金				担当	産業経済部	
	523	予算事業名	( 観光推進費 )				課名	港湾・観光課
						電話	5 1 - 6 6 7 6	
評価項目	評価の視点	内容 ( 該当は、非該当は× ) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない ( 妥当性を a とする )					判定	
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。						
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
有効性	受益者・費用負担	事業内容 ( 手段 ) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
	政策体系との整合性	事業の成果 ( 意図 ) が、上位施策の目標達成に結びついている ( 貢献している ) 。						
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						
	成果の向上余地	事業内容 ( 手段 ) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						
効率性	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。						
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 ( 手段 ) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
評価結果	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
	個別評価 ( a ~ c )	妥当性	有効性	効率性	総合評価 ( A ~ C )	評価結果		
		a 適合	a 適合	a 適合	A	現行どおり事業を進めることが適当		

性質	交付先区分	個人	類型区分	団体運営費補助	事業費補助	施設等整備補助
		団体		政策的補助	格差是正補助	利子補給等
補助区分	定額	算定方法	予算の範囲内で交付			
	定率					
その他						
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	項目
	補助金等交付件数	1 件	1 件	1 件	1 件	特定財源
	補助金等交付額	800 千円	760 千円	750 千円	750 千円	なし ( 市単独補助 )
交付団体状況	うち一般財源	800 千円	760 千円	750 千円	750 千円	国補助 ( % )
	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	県補助 ( % )
	交付先歳入決算額	5,756 千円	5,883 千円	5,812 千円		非該当・事務局なし
補助金の占める割合	13.9 %	12.9 %	12.9 %		担当課が主体	
交付先歳出決算額	5,756 千円	5,883 千円	5,812 千円		交付団体が主体	
次年度繰越額	0 千円	0 千円	0 千円		その他	
歳出に占める割合	0.0 %	0.0 %	0.0 %		↳ ( )	
事業目的	対象	北日本放送株				
	意図	いきいき射水太閤山フェスティバルの開催				
事業内容	手段	太閤山ランドを会場にゴールデンウィーク期間中、アトラクションステージ・ゲームコーナーなどのイベントを開催する。				
	補助金等を受ける実施主					
団体構成員	会費負担あり		会費負担なし		法人会員数	
会費負担	↳ ( 会費: )				個人会員数	

10 款	教育費	5 項	社会教育費	6 目	文化振興費			
事業	事務事業名	絵本ワールド開催補助金				担当	市民生活部	
	722	予算事業名	( 芸術文化振興費 )				課名	地域振興・文化課
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度		電話	5 1 6 6 2 2	
	総合計画	施策の大綱	第 1 部	豊かな心を育み誰もが輝くまち				
		政策(章)	第 2 章	みんなが学び豊かな心を育むまちづくり				
		施策(節)	第 2 節	芸術・文化の継承と創造				
	根拠法令等	射水市補助金等交付規則						
事業目的	対象	補助金等先	とやま元気ワールド実行委員会					
	意図	補助金等目的	絵本を通して子どもたちの情操教育を促し、豊かな感受性を育てるため、絵本に触れる機会を設ける。					
成果指標	事業目的を達成する指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	指標名	
		人	653	659	766	800	射水市会場(大島絵本館)入場者数(2日間)	
事業内容	手段	補助金等の受ける実施する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会</li> <li>・絵本トーク</li> <li>・絵本展示・販売</li> <li>・絵本読み聞かせ</li> <li>・絵本ワークショップ</li> <li>・コンサート</li> <li>・人形劇</li> </ul>					
		活動指標	補助金等件数	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込
			件	1	1	1	1	補助金交付件数
備考	その他説明を要する事項	とやま元気ワールド実行委員会は榊富山新聞社に事務局を置き、同社を中心に富山・高岡・本市の会場関係者らにより構成する。						
事業コスト	項目(単位:千円)		H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事業コストに関する特記事項	
	直接事業費(補助金等交付額)		450	435	400	360		
	(当初予算額)		(450)	(435)	(400)			
	うち臨時職員人件費							
	財源内訳	国・県支出金						
地方債								
その他								
	一般財源		450	435	400	360		
個別評価(1次評価)	評価項目	担当課による説明						
	妥当性(a~c)	a	富山市、高岡市、射水市を中心に多くの県民が参加するイベントである。富山県、富山市、高岡市、射水市の補助のほか、数々の企画の協賛を得た全県規模の催事である。					
	有効性(a~c)	a	作家の講演、絵本の読み聞かせなど絵本文化振興財団が行っている事業と類似している点もあるが、大島絵本館での開催を新聞等で多数宣伝しており、絵本館を訪れるきっかけにつながるうえで有効である。					
	効率性(a~c)	b	重要イベントは市外で行われており、市民に対する利益は必ずしも多くない。					
総合評価(1次評価)	評価結果(A~C)	B	事業の一部に見直しが必要				評価結果(A~C)	B
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等					事業の一部に見直しが必要	
	廃止・休止	大島絵本館のPRに一定の効果はあると考えられるが、絵本文化振興財団の事業内容との差別化を図る必要がある。					評価委員会のコメント	
	規模縮小							
	統合・連携							
	民間活用							
	負担適正化							
	やり方改善							
現行どおり								
拡充								
総合評価(2次評価)	絵本文化の推進に向けた効果を高めるよう、当面は、他会場からの誘客に取り組むこと。また、全国絵本ミュージアム会議など充実すべき事業への振替を検討すること。							

10 款	教育費	5 項	社会教育費	6 目	文化振興費		
事業	事務事業名	絵本ワールド開催補助金				担当	部名 市民生活部
	722 予算事業名	(芸術文化振興費)				課名	地域振興・文化課
						電話	5 1 6 6 2 2
評価項目	評価の視点	内容(該当は、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない(妥当性をaとする)					判定
妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。					
	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。					
有効性	受益者・費用負担	事業内容(手段)の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。					
	政策体系との整合性	事業の成果(意図)が、上位施策の目標達成に結びついている(貢献している)。					
	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。					×
	成果の向上余地	事業内容(手段)を工夫しても、成果を向上させる余地はない。					
効率性	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。					
	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。					
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容(手段)の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。					×
評価結果	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。					
	個別評価(a~c)	妥当性 a 適合	有効性 a 適合	効率性 b やや適合	総合評価(A~C)	B	事業の一部に見直しが必要

性質	交付先区分	個人	類型区分	団体運営費補助	事業費補助	施設等整備補助
		団体		政策的補助	格差是正補助	利子補給等
	補助区分	定額	算定方法	予算の範囲内で交付		
	定率					
		その他				
交付状況	項目	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込	特定財源
	補助金等交付件数	1件	1件	1件	1件	なし(市単独補助)
	補助金等交付額	450千円	435千円	400千円	360千円	国補助( % )
	うち一般財源	450千円	435千円	400千円	360千円	県補助( % )
交付団体状況	項目	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算	事務局体制
	交付先歳入決算額	16,053千円	10,661千円	11,504千円		非該当・事務局なし
	補助金の占める割合	2.8%	4.1%	3.5%		担当課が主体
	交付先歳出決算額	16,053千円	10,661千円	11,504千円		交付団体が主体
	次年度繰越額	0千円	0千円	0千円		その他
	歳出に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%		↳ ( )
事業目的	対象	とやま元気ワールド実行委員会				
	意図	絵本を通して子どもたちの情操教育を促し、豊かな感受性を育てるため、絵本に触れる機会を設ける。				
事業内容	手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会</li> <li>絵本トーク</li> <li>絵本展示・販売</li> <li>絵本読み聞かせ</li> <li>絵本ワークショップ</li> <li>コンサート</li> <li>人形劇</li> </ul>				
	補助金等の受け手					
	実施する主な活動					
	法人会員数					
	個人会員数					

## 射水市PR動画の制作について

### 1 目的

平成27年11月に制定した射水市のキャッチフレーズ「いいところ、いいもの、ギュギュッと！射水」をテーマに、市内高等教育機関に通学する学生等と連携し射水市PR動画を制作する。本市の「いいところ」や「いいもの」を盛り込んだ動画を全国に配信し、認知度向上を図る。

### 2 内容

- (1) タイトル 「未定」
- (2) 表現内容 「あったか～い家族がいるレトロな街 射水市」を表現する。  
漁師をしているイクメンパパを中心に家族の日常を映す。
- (3) 動画時間 約6分

### 3 制作方法

- (1) 素案・シナリオ作成  
学生のまちづくり推進会議(富山県立大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校、富山情報ビジネス専門学校の学生11名で組織)で検討
- (2) 撮影・編集  
チューリップテレビ株式会社
- (3) 撮影スポット  
新湊漁港、絵本館、移住交流施設「さんのう」、道の駅カモンパーク新湊、新湊大橋、海王丸パーク、内川周辺(曳山祭り)

### 4 活用・広報

- ・1月市長定例記者会見で発表(平成30年1月9日(火))
- ・市ホームページやYouTubeで発信
- ・ケーブルテレビ「テレビ広報いみず」で放映

### 5 配信開始日

平成30年1月9日(火)午後5時 (市ホームページ及びYouTube)

事務担当：政策推進課

電話 51-6612

未来創造課

電話 51-6614

## マイナンバーカードの多目的利用（図書館利用カード）について

### 1 概要

国が整備したシステムを利用し、マイナンバーカード1枚で、全国の公共施設を利用できるサービスが開始。（マイナンバーは使用しない。）

このサービスを利用し、射水市立図書館（中央図書館、新湊図書館、正力図書館、下村図書館）において、マイナンバーカードによる本の貸し出しを開始するもの。

#### （1）図書館利用カードの統合について

希望する方のマイナンバーカードに図書館利用カードの機能を追加するもので、希望されない方は、これまでどおり図書館利用カードを使用する。



#### （2）対象者

「射水市図書館利用カード」及び「マイナンバーカード」を所持するもの。  
市外の方も対象。

#### （3）県内の取り組み状況

県内では、富山市が平成29年9月からこのサービスを利用し、富山市立図書館（本館、駅南）で、マイナンバーカードを利用した本の貸し出しを行っている。

1枚のカードで複数の施設が利用できることになり、利便性が向上することから、県が中心となり、県内市町村の図書館で同様のサービスの開始に向けとりまとめを行っている。

### 2 サービスの開始

平成30年3月を予定

## 平成 2 9 年度射水市子供議会体験プログラムの開催について

### 1 目 的

ふるさと教育の取り組みとして、次代を担う子供たちが、市議会本会議の模擬体験を通して市議会の仕組みや役割を学び、「ふるさと射水」の市政に興味・関心をもってもらうことを目的とする。

### 2 概 要

議場の見学と市議会の説明に加え、児童が各役割（議長、議員、市長、当局役）を決め、疑似的に本会議を行なう。

### 3 対 象

- ( 1 ) 参加を希望した市内小学校の児童（ 6 学年 ）  
（参考：小学校では 6 年時に「国の政治のしくみ」を学びます。）
- ( 2 ) 学校またはクラス単位で参加（金山・下村小学校は合同参加）

### 4 実施期間

平成 3 0 年 1 月 ~ 2 月（市議会開会中は除く。）  
各校の参加日時及び参加校等は下記のとおり

### 5 内 容

- ( 1 ) 議場等の見学
- ( 2 ) 市議会の仕組み説明
- ( 3 ) 本会議の模擬体験  
児童が議長役、議員役、市長役、当局役となり議案の提案から質問、答弁を経て議決されるまでを、事前に作成したシナリオに基づき疑似的に行ない、本会議を模擬体験する。

### 6 開催日時、参加校等

日 時	小学校名	参加児童数（人）
平成 3 0 年		
1 月 1 7 日(水) 9 : 2 0	歌の森	6 7
2 4 日(水) 9 : 0 0	大 島	1 1 3
3 0 日(火) 1 0 : 3 0	塚 原	2 3
3 1 日(水) 1 0 : 5 5	片 口	4 8
2 月 1 日(木) 9 : 2 0	金山・下村	1 7
7 日(水) 1 0 : 2 5	新 湊	4 8

所要時間は、1 回あたり約 4 0 分

平成8・9年度射水市立大門中学校耐震補強工事の耐震性能について

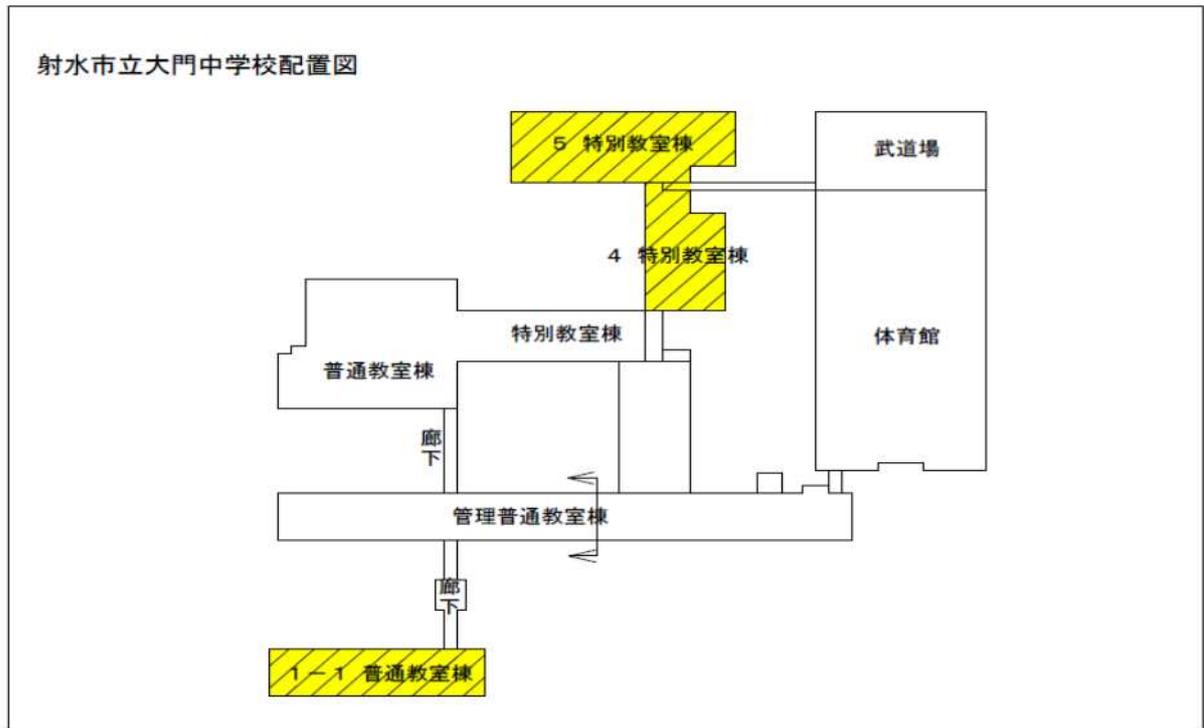
【概要】

平成8・9年度に耐震補強工事を実施した下記の棟において、その耐震性能に懸念が生じたため、国・県の指導のもと、改めて耐震診断調査を実施し、耐震性能を確認するもの。

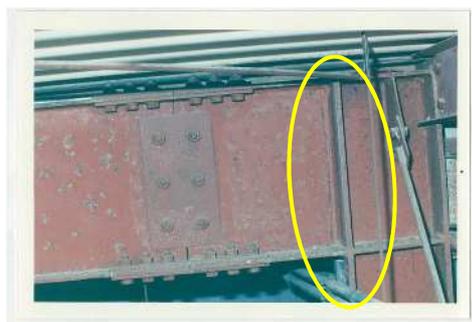
耐震補強工事年度	棟番号	名称	建築年	構造
平成8年度 (耐震診断：H8.4.30～H8.5.24)	4	特別教室棟	S48年	S造
	5	特別教室棟	S48年	S造
平成9年度 (耐震診断：H8.9.13～H8.11.29)	1-1	普通教室棟	S47年	RC造

平成9年1月30日 富山県耐震診断等評定委員会設置

〔既存建築物の耐震性能を把握するため耐震診断を行った場合、診断方法が妥当であるか、また耐震補強計画が適正であるかを評定する第三者機関〕



1-1棟 耐震壁（バットレス）



4・5棟 鉄骨梁接合部（隅肉溶接）